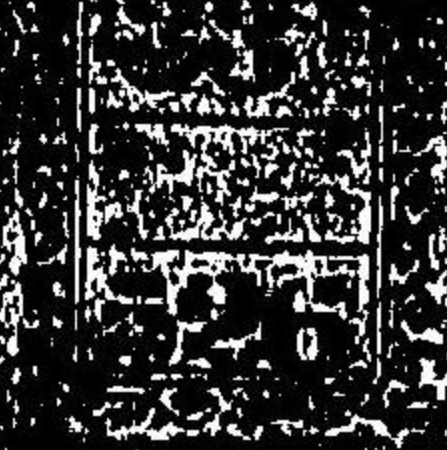


祭  
式  
要  
義



014055-000-5

33-526

祭式要義

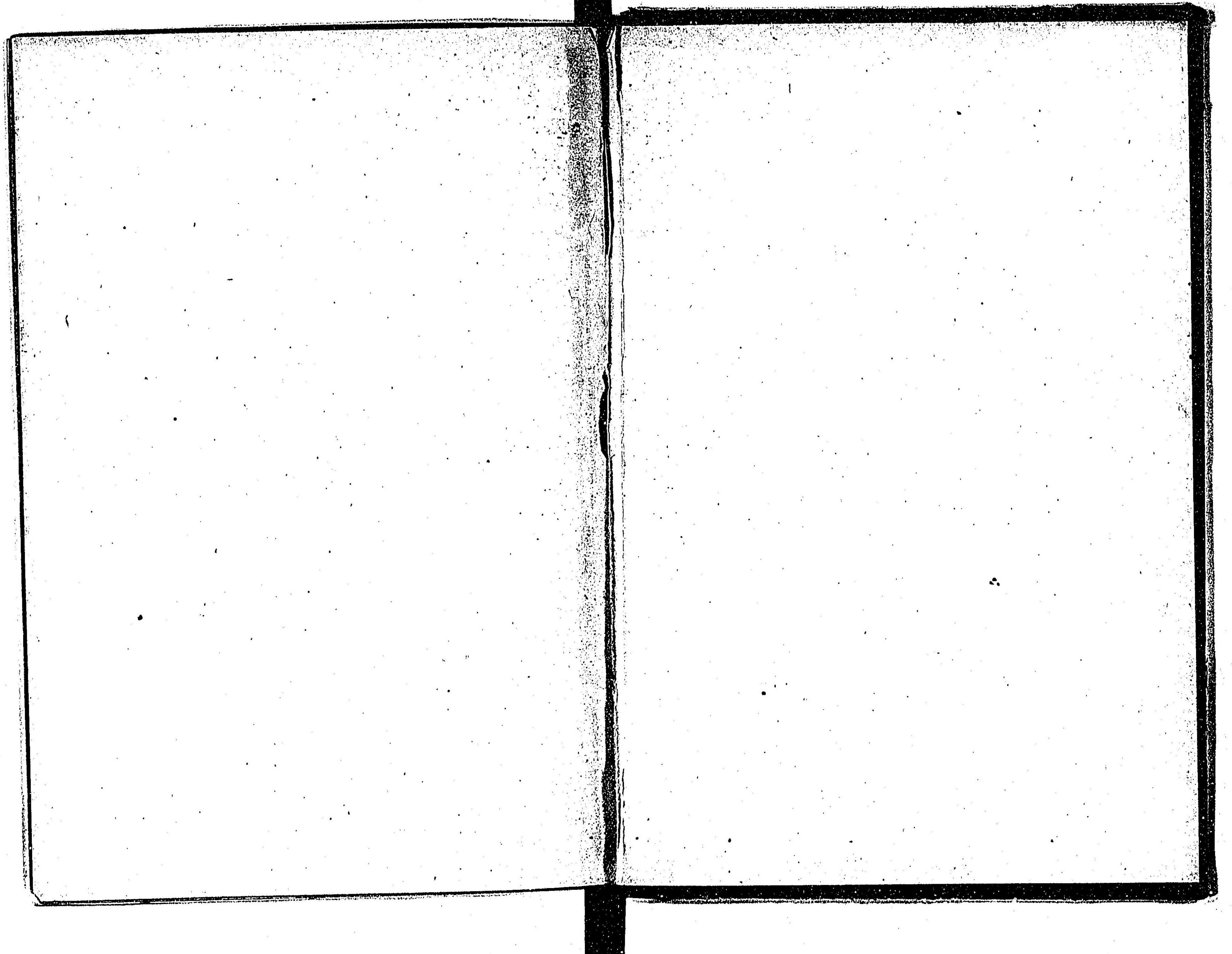
宮川 建雄 / 編

M39

ABB-0310









33  
586



33-526

至友



苟友

明治  
39 8 23  
内交

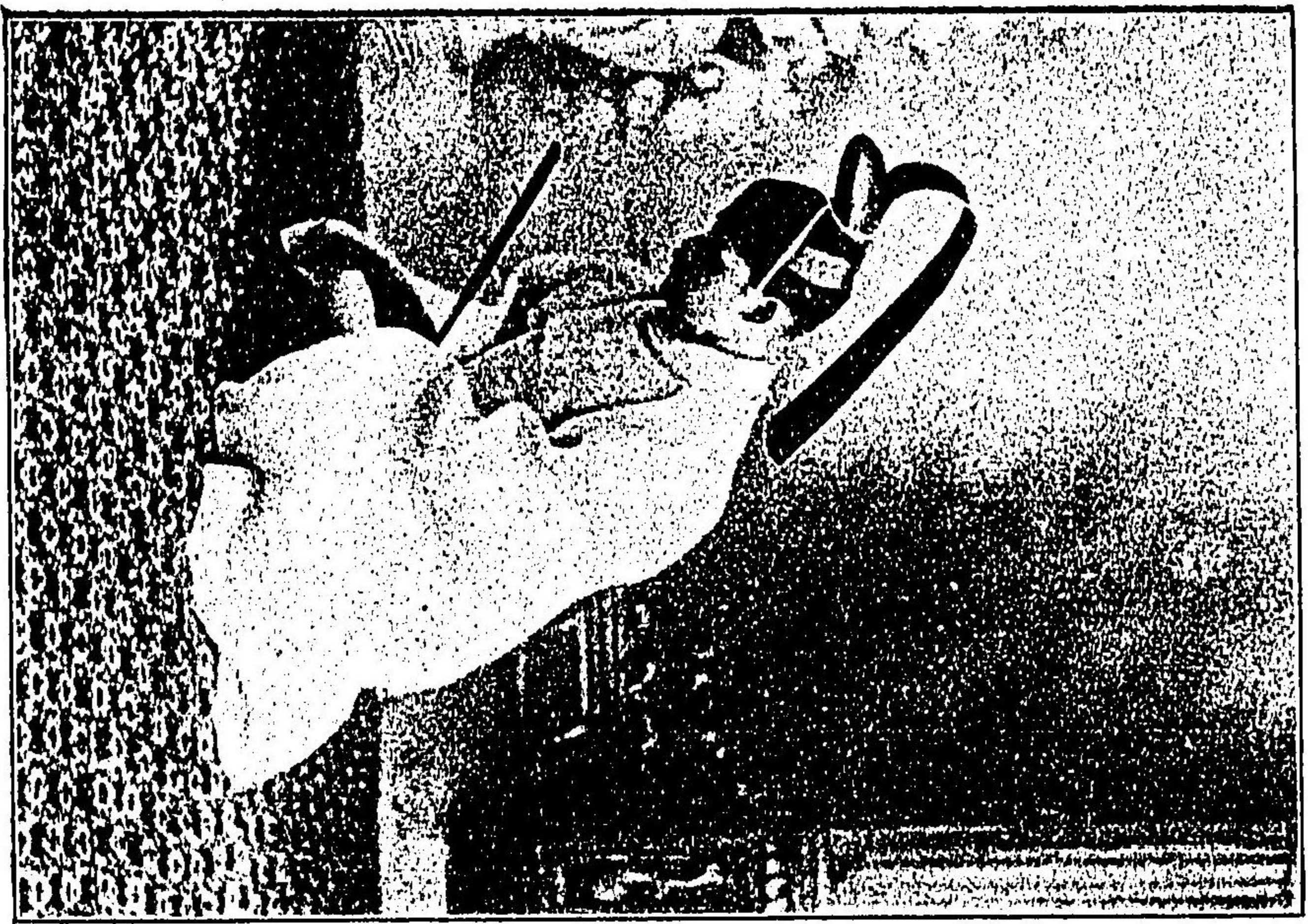




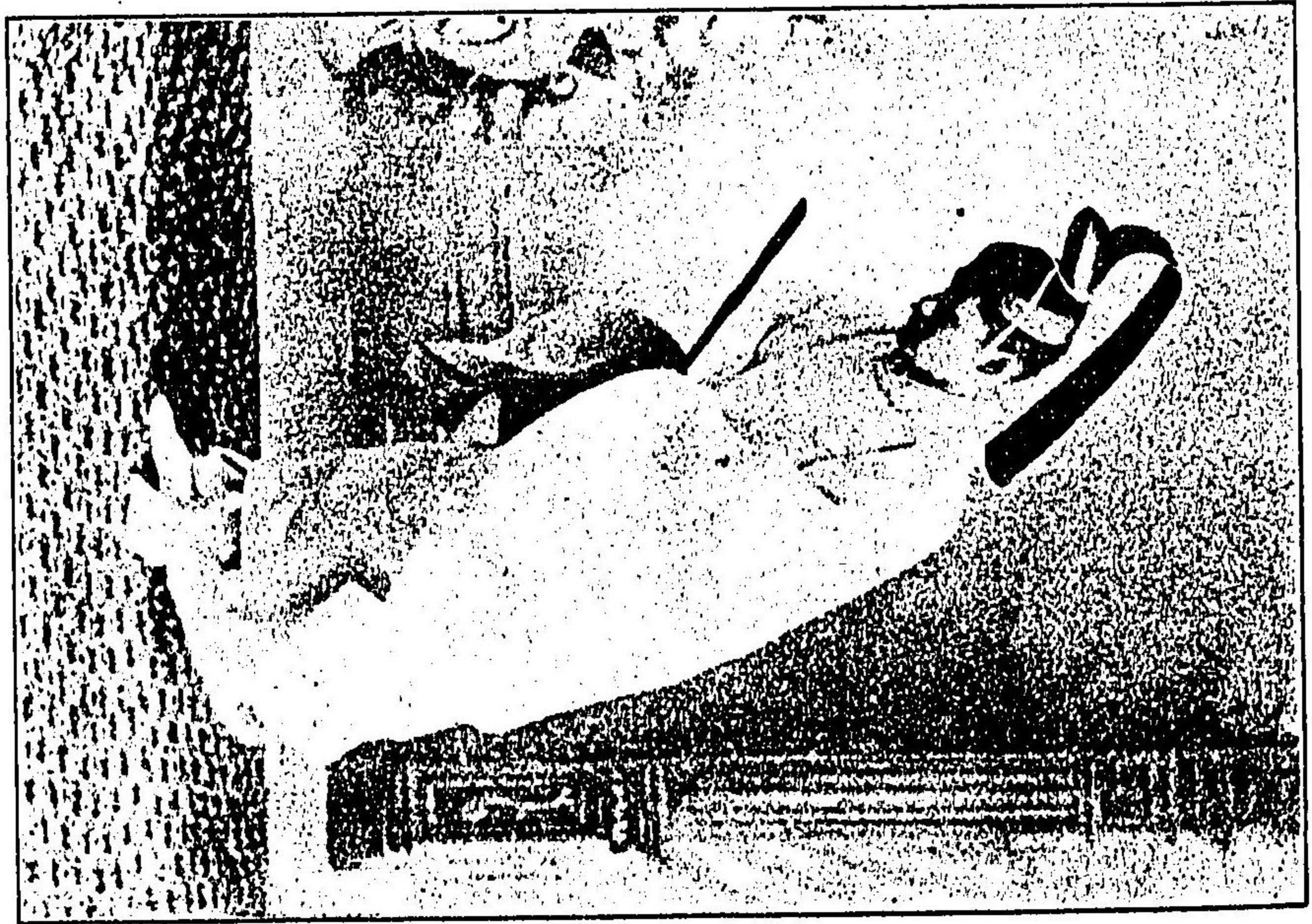
松本松太郎

いそいそと

勤勞松本



座 押



立 押



明治三十九年八月

從四位大山綱昌題



長野縣神職合議所の  
講師等結女のまゝの祭  
典要義乃ほり

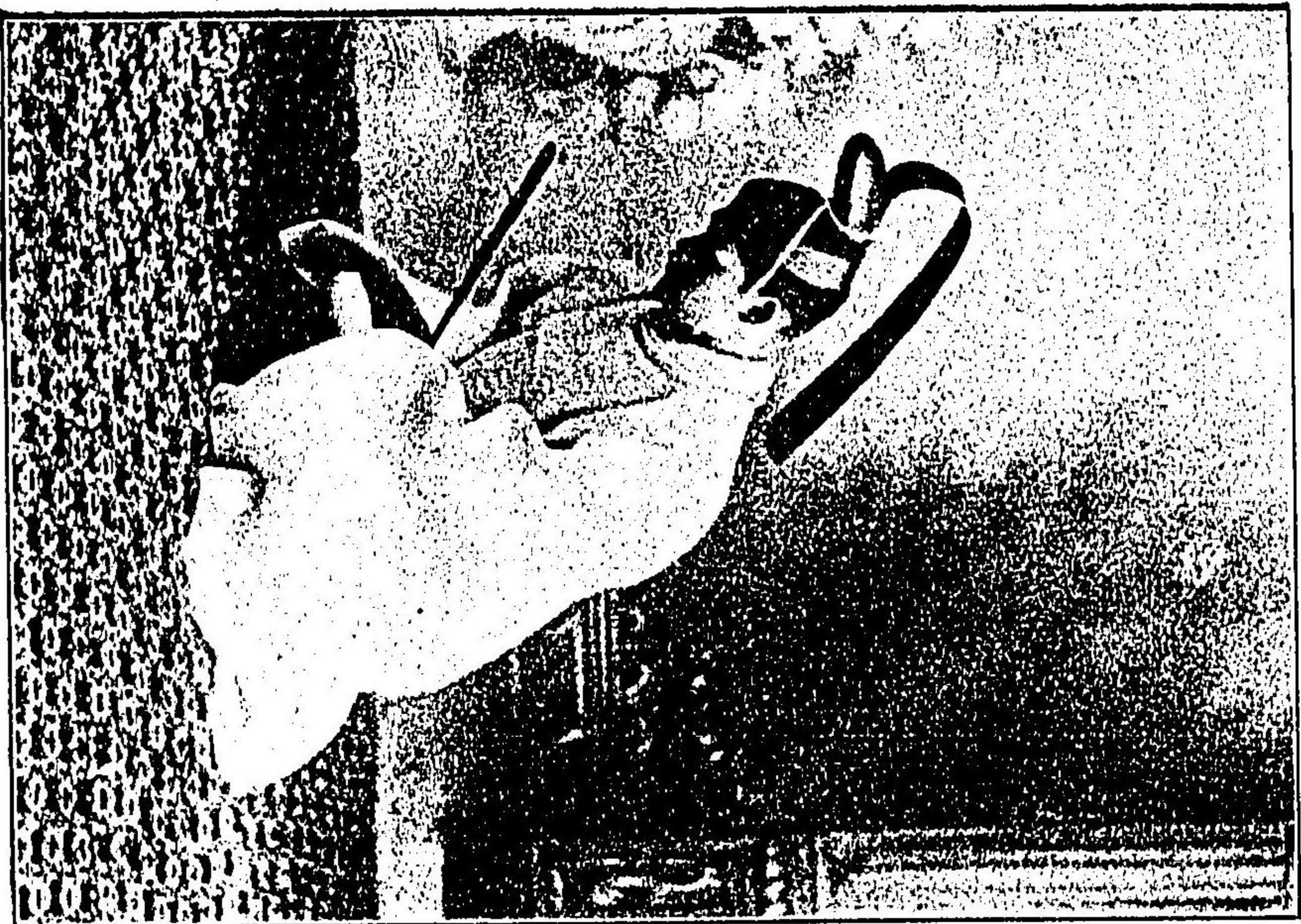
正六位 宮地巖夫

皇神

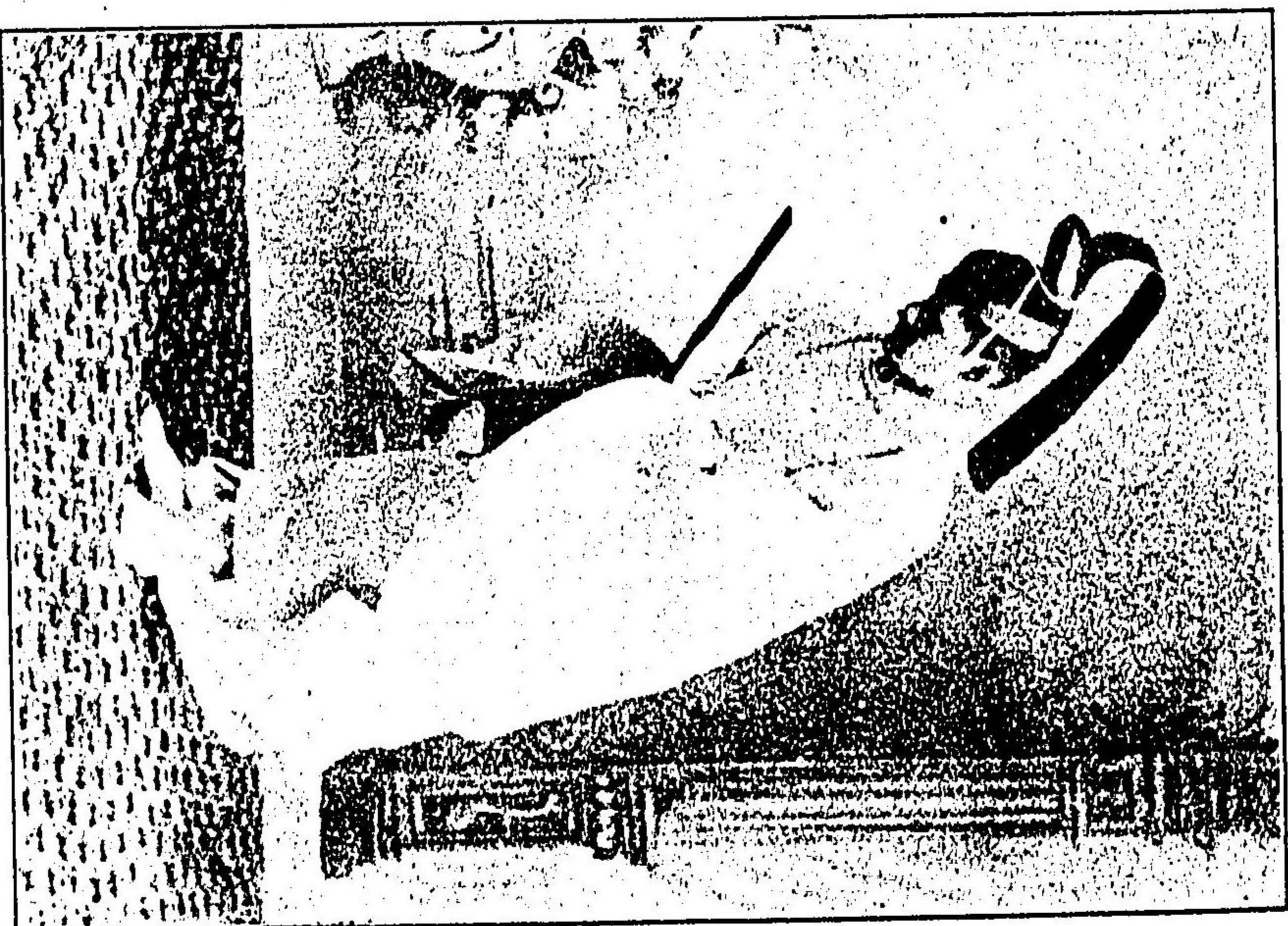
はり  
はり  
道の



提 琴



提 立



勤勞は女の命

心をこめて

演奏せよ





立 直



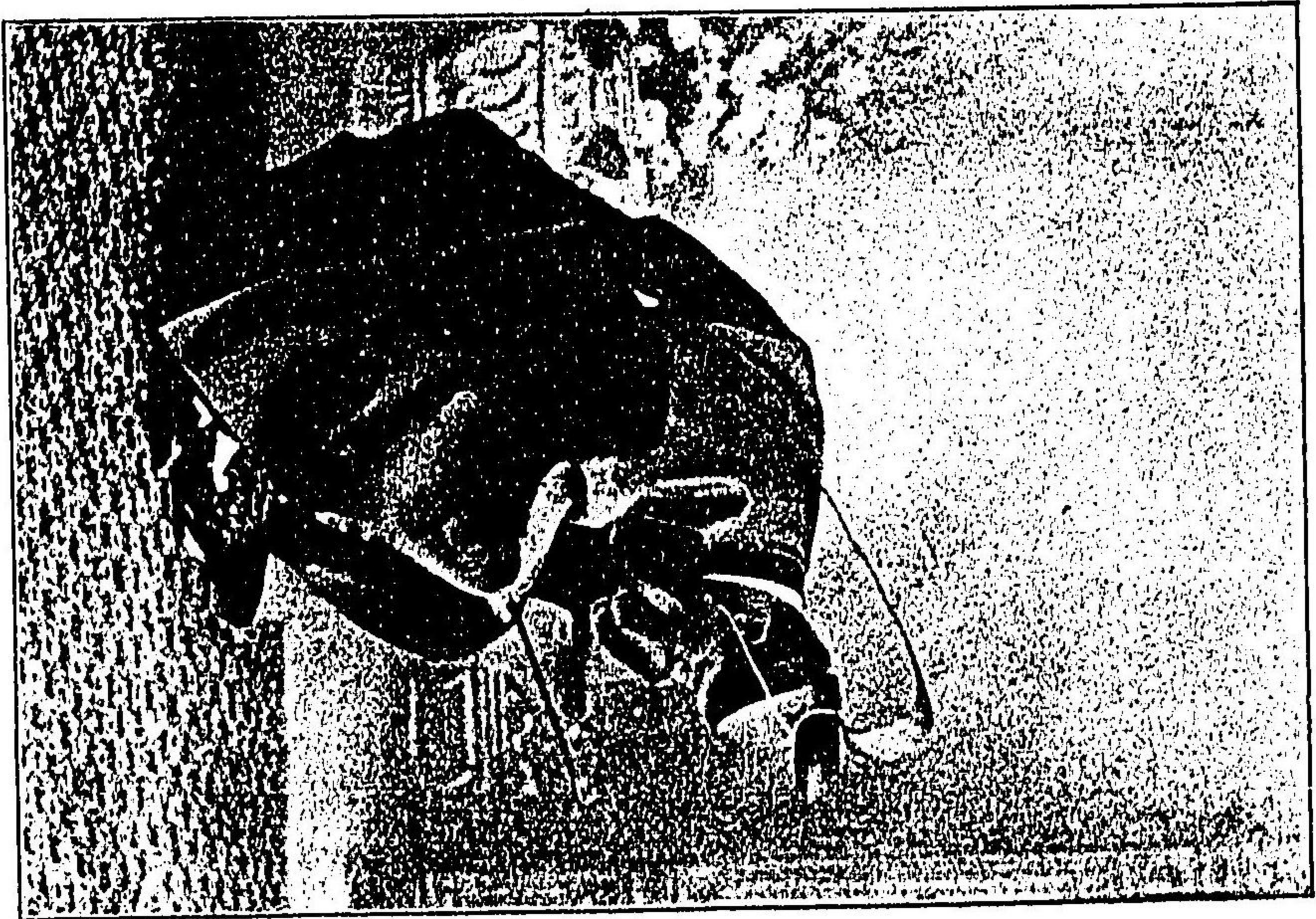
座 著



拜 座



拜 立





## 凡例

- 一この書旨とする所は、祭式に於ける要義の通解ありて、その行事作法の詳解はあらず。されど止むを得ず、それ故に然か題名を附せし所以なり。
- 一祭式を學ばん者は、その作業としての實地を究むると共に、又その學術としての意義にも大方は通ぜざるべからず、此の書の要はそれ茲にあるなり。
- 一この書は、祭式教習の時々講演せし要項を、直に纂えてかく一書となしたるものなれば、繁簡その宜敷を得ざるは勿論なりとす。また特に謂ふべくして漏れたるも最と多からん、看む人その意を得て咎むるなくんば幸甚なり。
- 一この書は、編者の私考にあらず、悉く大家先輩の説に制て



すと雖も、凡百中或は謬りなきを保し難く、そは不文の大に謝する所なり。

四

神無月まぐれ降る頃、吾が大宮の東殿にて、  
榊葉のしづくを、硯の海まうけつ、

編者 ころす

# 祭式要義

## 目次

祭式緒言の一 其二 其三

### 總括

- 一 祭事に就て重要なる十ヶ條
- 二 正體の理法

### 進退所作の部

- 立ちたる姿正の解
- 坐したる姿正の解
- 行歩の解
- 膝歩の解
- 起座 着座

一頁

七頁

七頁

九頁

十一頁

十一頁

十一頁

十一頁

十二頁

十三頁

五



把笏 正笏

十三頁

笏の解説

十三頁

立拵 坐拵

十五頁

立拜 起拜

坐拜 拍手

十五頁

拜の解説

十七頁

揖の解説

十七頁

修祓行事の部

十八頁

稷の解説 其一 其二

十九頁

麻の解説 大、小、麻、切麻、切木綿の事

二十三頁

鹽湯の解説 附、散米の事

二十四頁

本祭行事の部

二十六頁

御扉の解説

二十六頁

警蹕の解説

二十七頁

獻供の解説 附蓋數、品目の順序、山盛方、操出方、撤供の事

二十八頁

奉幣の解説

三十三頁

祝詞奏上の解説

三十四頁

玉串の解説 附神籬及八神殿の事

三十七頁

直會の解説

四十頁

儀式の部

四十二頁

禊式次第の一 其二 其三

四十三頁

祭式次第の一 其二 其三

四十三頁

直會式次第

四十九頁

禊式列座の圖

五十頁

祭式列座圖の一 其二

五十一頁

傳供係配置圖の一 其二

五十三頁

直會式列座圖の一 其二

五十五頁



拾遺雜觀の部

遷座式次第	一	五十六頁
神幸式次第	一	五十八頁
幣帛及幣串の事		五十九頁
三方及高杯持方の事		六十頁
案及薦軾持方の事		六十頁
起居と進退に於ける足の事		六十一頁
膝行及屈行の事		六十二頁
跪居と龜居との事		六十三頁
昇階降階の事		六十三頁
開扉閉扉の事		六十四頁
捲簾の事附褰帳		六十四頁
祝詞認方及奉讀の行作		六十五頁

奉幣式の行作及返祝の事	六十六頁
揖と拜との事	六十八頁
祝詞奉讀庭上式の行作	六十八頁
沓の事	六十九頁
帖紙の事	七十頁
笏の持方及扱の事	七十頁
衣冠着方の事	七十一頁
冠及烏帽子の事 附纏の事	七十二頁
袴の事	七十五頁
列拜の事附玉串の事	七十六頁
祭員の心得一括	七十九頁
祭典行列次第の事	八十頁



祭式要義目次終

序

我が國禮儀の頽れたるや久し。婚といはず、葬といはず、祭といはず、いづれもその實質を離れて、形式にのみこれ奔り、徒に技葉をためて、實を結ばざるは、花を稱せんことす。その愚や、むしろ滑稽に属すべきものあり。これ喜ぶべきの事ならんか。孔子も禮樂を先にすと云へり。されば禮典儀式のゆるがせにすべからざる事は、これを以ても能く知るを得るに難からざらんか。ましてや人間一生の大禮たる婚の如き、葬の如き、なほ能くおれを正しうすべきものならん。殊に敬神の道に至りては、我が國の風儀、これに依りて國威も宣揚し、これに依りて人情の美をを誇るに足るなり。故に神祇を崇敬し、神祇を祭祀する、吾人臣民たるもの、一日も忘るべからざるの事なりことす。神を祭る、神居ますが如し、と聖人を仰せられき。異域なほおの言あり、誠意これを崇敬したらんには、神を見るにそれ難からざらんか。これ皆膽たる英傑を、禮を正



しうせられて背汗水の如かりしものもありさかきけり、禮意虚ならず、誠心敬を以て致さば、神明もなほ且つこれをうけ、鬼神も爲に手を空しうするに至らん。然るにこの禮にして頽れ、この道にして衰へたらんか、精なき傀儡の僅にその師に依りて演せらるるものといづれ、その愚やまことに笑ふべきの至りならずや。今の禮典に誠なく實なく、その源を忘れて末に奔る機に臨み變に應じて處するよ啞たるものあらん、何すれぞそれ禮といふを得へけんや。この書この邊の消息を傳へて遺憾なし、神の御國に生れあひたる民人の能くことを知らざらざらめや。

御民われ神の御國に生れあひて

のりある道をたぬしとぞかをもふ

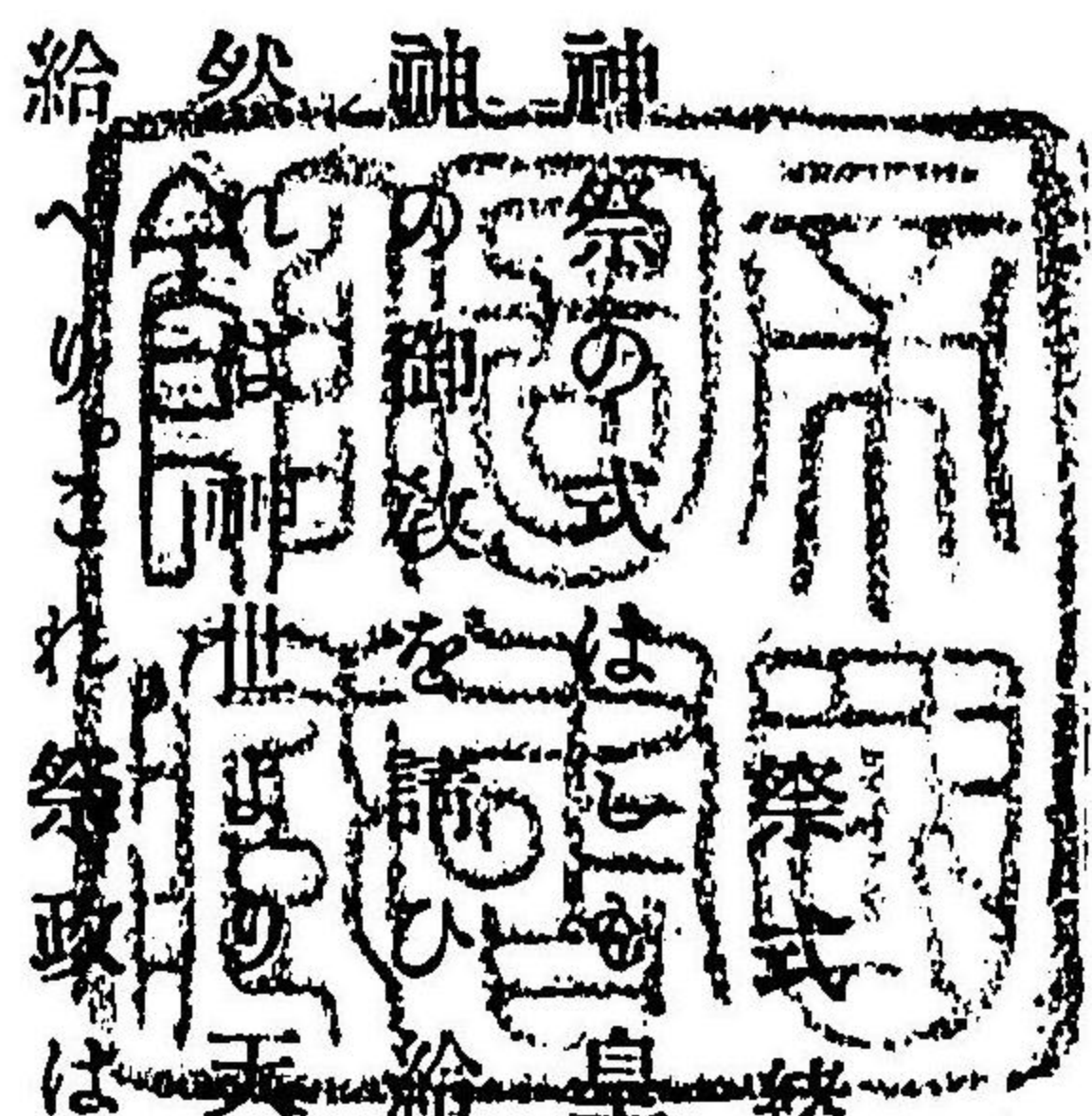
明治丙午の夏生島の森かげにて

正七位 宮 澤 春 文

# 祭式要義

全

宮 川 建 雄 謹 述



緒言の一

神祭の式は、皇産靈大神の太占の卜事以て、天御中主大神の御教を請ひ給ひしに起りて、最も禮の大なるものなり。然るに神代より天、神地祇の祭祀をて政事の基本とはなし給へり。され祭政は一致にして、二ツながらマツリの訓みある所以なりけり。元來祭祀の意は奉仕の義にて、顯世に臣子の君父に仕う奉るその如く、幽世の祖先に仕へて追遠のまことを表し、如在の禮をさゝぐるに外ならねば、是を稱して報本反始の道とぞいふなる。故に古より今に至るまで、上は



大朝廷にても皇祖皇宗の神々は申すも更かり、宮中守護入  
柱の大神等を始め、御々代々に勳功ある神たちをまつり給  
ひ、下は八十氏人おのが心々その祖先ごもていつく神を齋  
ひ祀りて、年毎月並の禮代を怠ることなかりけるも、祭祀  
は國家の大典にして、建邦の基礎ごなし給へればなり。され  
ば祭祀の禮それ忽せにすべきものならんや。かくて神前に  
仕へ奉る禮の狀は、鵝狀の頸根突抜といひ、或は鹿狀の膝折  
伏<sup>世</sup>、また鶉如す伊這ひ廻りなごありて、その拜み散ひ奉る  
こと真心の底より出で來るぞ古式なりける。然はあれご、心  
こそは如何に至誠にをあれ、その所業その振舞拙劣に見え  
式法にもかあはざりせば、おれを將まことの禮ごし云ふべ  
けんや、これその行事作法を習練するの要ある所以なり。果

して進退度に適ひ動作妙用亂れずんば、即ち禮の實の舉り  
し以て、これより仕へ奉らん祭祀の始めて美しく、神明も天  
晴れと覽そなはし給ふらんこと疑を入れじ。斯道の大家權  
田翁の曰く、知らずして其事を執り、知らずして其職を務む、  
神明に對し奉りて深く之れを恐るご、實に至言ご云ふべし、  
職に事に從ふ吾儕の諸子、服膺翫味すべきことならんや

全 緒言の二

祭式一致の必要に就ては、斯道大家の論旨に曰く、神は靈妙  
にして其明測るべからず、人の見るべからざるを見、人の聞  
くべからざるを聞き、人の知るべからざるを知る、此故に人  
見て美しごするものも、神未たよしご見給はざるものある  
べく、人見て潔しごするものも、神未だ清しご見給はざるも



のあるべし、況して人見て善からずとせる事をや、神はた之れを何とか見給ふらん。衆人の作行一定ならずして、祭奠を仕へ奉らば、何を以て其行事を整ふべき、衆人の進退一定ならずして仕へ奉らば、何を以て其体裁を美にせる事を得ん、是れ予が常に恐懼する所なり。實に此の如く團體事に従ふにあたりては、一定の法則なく、おのもく、乖々の状態をなして、己が任々これを行ひおぼ、果して祭祀の則の嚴整を欠き、混雜を來さんや、炳然かなり。而してその弊や惜ら盛式も爲に兒戯の嘲りとなり、外觀の醜体徒に衆庶の悔りを買はんのみ。斯くては社殿靈場の尊嚴も賤しき民地堂屋と何ぞ選はんや。即ては果に神明の御稜威を汚損し奉るの恐りごならんこと論なし。

(神は人の敬に因て威を増し人は神の徳に因て運を添ふ、また神は非禮を享け給はずともあるをや)

さては神を敬ふの本旨に叶ひ難かるべし。職を奉ずるものその任務の重きを思ひなば、戦々競々薄氷を踏むが如く、深淵に臨むが如く心をへきわさならずや。

### 全 緒言の三

往時を顧みれば、祭政一致の上世には、別に神官といへるを置れず、執政の臣即て神官の事を執りき。祭政漸く分るゝに及びて、神官の頭神祇伯或は神祇長上などの名稱を出で來れると共に、白川、中臣、齋部、卜部吉田の四家、専ら神祇祭祀のここを世襲したりしを以て、世に之れを神祇道の四姓と稱せり。中世以降に至りては、白川、吉田の二家頭領として全國の神職を分管し、略一定の趣の下に各その祭典儀式を指導しつゝ、許々良の星霜を在り經て、明治維新の大改革に及



六  
べり。こはいこを驚くべき改革よて、政治上の破壊と共に、在りこある世の中の秩序禮典儀式は、餘さず漏さず破壊し去らるゝの極にてありき。爾來政治の方面には、いといこ圓滿ある新美政を布かれしよを引き替へて、禮典儀式に至りては、尙依然としてそのまゝよ補はれざりよは、返すくも慨れたきこよぞある。然はあれ共、この欠點は御國柄として、何ぞか補修れずして可ならんや、いまし幸に皇典講究本所は、禮典調査會を設けて禮典の調査に従事せられ(神宮奉齋會の設置あり)殊には年毎講習會てふものを開かれ、諸國にはまた皇典講究分所あり、或は神職會議所、神職管理所等、府縣によりてその名稱こそ異なれ、かゝる團體のあるありて、各々致々彌が上にも改善の法策を講明せられつゝあれば、

實に斯道にこりては所謂死地に活路を得たりとも云ふべからん、あな喜ぶべく賀すべきことよもならずや。かくしあれば世の神官神職として、禮典儀式の宗元者たり指導者たらんものは、宜敷くこの機を逸せず、諸共に奮起一番以てその責任を全うせん程こそ冀はしけれ。

總括

一 祭事に就て重要なる十ヶ條

- 第一 至誠
- 第二 清潔
- 第三 嚴肅
- 第四 注意
- 第五 鄭重



- 第六 規律
- 第七 謹慎
- 第八 堪忍
- 第九 深切
- 第十 機轉

祭祀に従事せんには、宜敷く前掲の十ヶ條を腹中より歛むるを肝要とす。この十ヶ條を綜合して、始めて敬の本體を表白はすものとす。故に敬はこの十ヶ條の歸納的に保合せられたるもの、十ヶ條はこの敬の演繹的に分解せられたりを見るべからんか。左にも右よも能くこれを暗んじて、敬の本體を固め、進退動作を習練の上、運用自在以て仕へ奉らば、大殿内に御座す神明も、いと美しと見えなはし給ひなん。假令

これよは如ずありとも、先づ以て過失なきに幾からんか。

二 正體法 一に胴作りと稱す

正體は劍法また禮法にも胴作りと稱して、凡て進退を學ぶに第一心得べき事とす、これ容儀を正しくする根本なればなり。己れ嘗て小笠原流に傳ふる躰用論によりて斯道の大家小笠原清務を覺えき。

翁講 六れを祭式教習に應用せしに、頗る利ありしを覺えき。

因りて今その要點を撮みて茲に參考に供せん。  
 曰く五體其本を正しくすれば、末自ら直し、臍を張る心に  
 て腰を居うべし、胸に心在れば落着きて体備はる、若し腰  
 すはらざる時は放心す、故に腰は本なり中なり、腰よりし  
 て胴、々より肩、々に付きたる肘、々に付きたる手先きなり、  
 又腰よりして股、々に付きたる脚、々に付きたる踵と、一身



の内先つ本末を分ち、その本を直くすれば、その末なる筋骨は自ら直かるべし。

又曰く躰は心を主とし、四肢は躰を主とす。

又曰く心實して後外よ求むるを本理とす。茶道おも茶の道は  
の技にあらずこゝろ法を得れば手自ら  
道に叶ふといへるも理は一あり但し稽古を後にして理論ばかりに拘はる時は、其藝熟達せず、又曰く初心の人は極めて態を大きく仕習ふべし、功の積るに随ひ態は小さくなるものなり云々。

吾人の祭式よ於けるをまたこの理に外ならねば、祭事を習はんご欲するものは、此の條を熟讀翫味して、須く實地よ習練の功を積んたごを要す。されば其堂に至らんを、敢て難からざるべきを信ず。

### 進退所作の部

立ちたる姿正の解

兩足を齊へ但し四十度ばかり  
交角に開く躰を正しくし、腰を居る、腹を充て、肩を平よし、頭頸を軽く直くし、臂を張らず縮めず、手よ力を用ひず押しつけず、掌を少しく凹むる心をちよて、指の廣かり離れぬ様、和かに帶の下に附け、面前凡そ二丈ほごよ着目すべし。

坐したる姿正の解

坐しては膝間尙片膝を入れて餘りあるほごに開き、面前凡そ一丈ばかりに着目すべし、他は立ちたる姿正に毫も更らじ。

行歩に於ける解



左右を回顧せず、歩を運ぶに膝を折らず、踵を掲げず、緩急なく、蹴躡なく、体幹を動揺せずして行歩すべし。凡そ疊半疊を踏ぬ様に前へ屈み後へ反り、或は大足に歩み、足音の高き等は非禮なり。朝野群載に除歩之時、不屈其體、直立は順にして、左へ廻るは逆とせれど、こはその坐席の都に從りて一定し難ければ、一様ならじと心得べし。歩行に除歩、逆行、止立、左右折、左右回轉、などあり、そは實地に就て其別を知るべし。

膝歩に於ける解

膝進は先づ跪居して左を前きに左右左と二歩半進め、次に右膝を半歩進めて一齊にそろるを法とす。また膝退は右を前きに右左右と二歩半退け、次に左膝を半歩退けて一

齊にそろるなり、而して進退とを餘り體の揺れざらん様にする。こと肝要なりとす。膝歩にも左右折、左右回轉のあり

起座に進退とあり、また着座に座前よりするは座後よりするとの二様あれど、委細は實地作業に就きて知るべし。元把笏また持笏とも稱せ、これに取方、置方あれば習ふべし。元來笏は軀を正しうするの具なれば、着座行歩等常より右手より持ちて、眞直に帶の下邊に附くべきものとす。又正笏といへるは拜、揖、などの時、両手より持てるよて、是を把笏中の正式なる。委しくは實地より心得べし。

笏の解説

和名抄に笏音忽、俗云尺、手板長一尺六寸、闊三寸、厚五分也。と見ゆ。その創製は支那にありて、皇國よては彼の衣服の



制を採用せらるゝに至りて傳來せしなり。されば孝徳天皇の大化年中より始り、初ハ三位以上、名神の神主及び禰宜、祝のみ把笏ハ預る例なりしも、後ハ五位以上なるか若しくは特例を以て許されたる者、皆把笏するに至り、其を後世ハは遂ハ一般ハ把笏するハとに至りぬ。衣服令の定むる所によれば、一品以下五位以上牙笏、六位以下初位以上木笏なり、その寸法形などハ後世に至りて種々となり、家々に家法方式などありたるが如し。朝野群載に臣下の笏として擧げたる を見るに頭軀半月の如し、頗左右の角を摩す、証目は非あり、板目を以て善とす、長一尺二寸厚サ三分、天濶二寸七分、地濶二寸四分、その他諸様あり 中古以來ハ禮服の時にのみ牙笏を執り、常ハは木笏ばかりとなりぬ。而して笏をサクと稱するところは、雍州府志の中ハ笏音倭音與骨同、故忌之爲尺、音且以笏量物之長短、故

借尺音用其義、また箋注和名抄にも、舊説笏無倭名、其字音如骨、以有嫌屍骨之名、改呼尺也云々とありて、笏の音の骨に通へるを避けたることは皆同じ。所謂サク、シヤク、シヨめるは讀みくせなりと知るべし。

揖沓の揖に立揖といふ、坐揖の二ありて、これに各深揖、小揖、また閑いふの別あり、ハは小敬禮の義なり。

拜に起拜、立拜、坐拜、居拜ともいふ、また老の別ありて、おれに再拜、兩段再拜、一に四度、拜といふ八度拜、四度拜を二度するふとにて、これは神宮に行はる、由あり、宮内省にも行はる、と承る等の目あり。拜は元大敬禮の義にて、揖はは大なる相違あれば、心して誤るべからず。而して右に伴ふ拍手等のことは、實地作法によりてその委曲を知るべし。拜、拍手のことは古書にも種々に見ゆて、一定し難けれ



ばにや、先進たちを拜ふ一拜、再拜、三拜、四拜、あり、又一段拜、四段拜、再拜、兩段、あり、小拜あり、拍手に一段、兩段、三段、三度、四度、あり、又短手あり、八開手あり。然るて八度拜を兩段、再拜と云ひ、又拍手四度、々別八遍うつを八開手と云ふなどありて紛はし云々と疑ひ置れたりき。大嘗會便蒙ふ、拍手は手をうつなり、但常の拍手は二ツツ、うつ計なり、此の時の拍手は四ツツ、八度合せて、一人の拍手は數三十二なり、是を八ひら手といふなり。又太神宮儀式帳に、四段拜奉、八開手拍、次短手一段拍、一段拜奉、亦更四段拜奉、八開手拍、次短手拍、次一段拜奉、然罷出、外宮後に、直會被給畢、後手一段拍など見ゆ、古事記傳に、荒木田經雅神主の説を引證せられて論はれ

たるをあれど、いとながければこゝには略を、繕きて見るべし。

拜の解説

拜は拜禮を熟字して、邦語ヲガムと訓む。ヲガムは元ヲロガムの略語にして、ヲロガムは折れ屈むの義なり、こは敬禮に極、古語に鹿自物膝折伏、鵜自物頸根突抜といへるは、蓋し拜の形狀にて、後押小路内府抄に、其拜禮、先折腰、後即首引、笏並手下次第引下、(如揖時)頸以下爲善折腰、後即突左膝、次突右居入拜、云々とあり、これ拜の作法なれば、これによりてそれ大略を知るを得ん。

揖の解説

揖は揖讓と熟して、井ヤビ、井ヤブルの義、をこ推讓の意よ



り起れりといふ。作法中にては、尤大切なることは、新任辨官抄に、公卿辨官作法只在揖と見えたるにて知らるべし。然れば揖は、着座、起座、就列、離列、登階、下階、脱沓等皆揖を行ふまじ古例にて、作法中最數多し。而してその作法は之を後押小路内府抄に、揖時不垂面頸ウツブカズ折腰計不龜膝又引笏事隨面下笏頭並手本等引之頭與笏頭並手本也。次第ニ下ル以詞同爲善起揚時又同之笏頭與頭起揚同也。但聊起揚時早速也。雖然不可急揖而屈腰之間二息也。一息出入拜ハ三息也。又揖了後聊下笏手本是解笏儀也。若し其れば、これにて大方は知られたれど、尙實地作業によりてその委しきを知るべし。

修秋行事の部

祓主たるもの、心得及び大麻、菰水、散米等その諸行事作法は、宜敷く實地に習ふべし。

祓の解説

祭祀の必ず先づ清祓の事を行ひて、供饌物は更なり、祭官參列員の類凡てを祓ふべきものとす。而して一定の祓所なくんば、便宜の處にて之を行ひ、決して神前にて爲すべきもの非ず。かくて本儀よりは神籬を起し、降神を行ひて之を修し、或は降神を行はずんば遙拜とし、略儀は何れに處にても、自、祓の詞を唱へ、大麻を以て拂ふをよしとす。是れ汚穢を避け、不祥を忌み、清淨以てその祭儀に疎漏過失の莫らんことを欲せられあり。凡そ身、汚穢を觸れし時は禊を爲し、心、罪惡の念を起し、又は誤て罪を犯し、時は、祓を修してその穢惡、罪科の念を解除きて、身心を潔白



ならしむるは古來の法なり。かれ伊邪那岐大神の黄泉國の穢れよ觸れて歸りまし、時、海水によりてその御身を洗ひ潔め給ひしは、所謂身曾岐の根元にして、また須佐之男大神の千座置戸の祓ひを仰せ付けられ、髮髻、手足の爪に至るまで、祓つ物としてその罪咎を解除せられ給ひしは、即ち祓の業の元始めとはなりにけり。されば、祓ひには、自ら心身の汚穢を厭ひ嫌うて爲すものと、自らは心付かざれど、他より餘儀なくせられて之れを行ふものとの二種あるまごを知るべし。然れどもその過ちを改めて善に遷るといふ本義に至りては、何れも同じ事なり。そは祓ひはもと洗ひと云ふ詞と相通じて、身に附きたる穢れをも祓ひ落とし、心の汚れをも洗ひ濺ぎて、潔くするわざなれば

なり。而して祓ひは固き御國に於ける刑罰の根源なる事をも併せて知るべきなり。大祓は百官以下臣民一般の爲、罪穢を解除せらるゝ古儀の公式にして、神武天皇中州を平定し給ひし後、天罪國罪を祓はしめ給ひしを始め、神功皇后の群臣百僚に命じて國中の大祓をなし、躬ら神主となりて神祇を祀り給ひしなど、古來國史に見えたるもの數ふるま違あらず。文武天皇大寶の制には、六月十二月の晦日にそを行はせらるゝ事を載せられ、其後著しき沿革變遷あり。中世以降は僅にその形を存するばかりとなりしを以て、明治維新の後四年六月に至りて舊儀に復し、更に多少の改正を経て現時の制とはなれるなり。

明治四年六月廿五日太政官布告曰大祓の儀從前六月祓或は夏越神事と稱し執行來候處全く後世



一社の神事と相心得本儀を失ひ候に付今般盛儀御再興被  
爲在候間追々天下一般修可致様被仰出候事 此日各地方と  
 も適宜の祓處を設け、地方官吏及び管内人民一般のため  
 に該式を行はしめらるゝことは、皆人の知る所なれど、さ  
 て畏き宮中にては如何といふに、賢所前庭の神樂舎を用  
 るて、午後一時卅分祓所の舗設をなし、祓物等を具備せら  
 れ式畢つて掌典御贖物を護送し、濱離宮に參向して之を  
 海中に流し却らるゝ御例なりとぞ承る。公事根源は曰く、  
 大はらへといふは、百官ことごとく朱雀門にあつまりて  
 祓せしはべる也。六月十二月二たゝびあり、天武天皇の御  
 時より始まる。解除は觸穢などの時もあり、神事を行ふ時  
 は臨時にも常にあれども、大の祓は百官一同にあつま  
 りて祓をするなり云々、これにて其要は知らるゝならん。

麻の解説 大小麻、切木綿、切麻の事

ぬさこは凡て神に手向くる物を云ふ。祓のぬさはもこ罪  
 穢を祓ひ清め給へこて、神に奉るものなるを、夫れは麻を  
 多く出しゝが本にて、罪惡を祓ふべきものには、非ざるを、  
 何時の頃よりか轉じて貞觀儀式、江家次第、なごよも切麻  
 を頒つ、また大麻を行ふなどある如くなり來しものこ見  
 たり。而してぬさの義は祈麻チキマの約なりといへるを按ふ  
 に、古へ麻をフサフサと云ひ、万葉に幣をよめるなどもあり、古  
 昔は絹布等を神の枝または串に着けて献るを總てヌサ  
 と云ひ、中世草紙を短く切ぎ、旅行の時嶺の神に打播きて  
 奉れるを、切木綿また切麻といへり。故に旅行には皆必ず  
 これを袋などに入れて携へ行くこと、諸書にも散見せり。



實に峠の名は手向の義より出でたる事なるをや。また小麻は細き四角なる木串の割りかけに、苧及四垂紙を挿みたるものにて、或は紙ばかりなるものあり。衆員を一時に拂ふものよあらず、各自に之を執りて拂ふべきものなることは皆知る所あり。切木綿、切麻もこれと同じく、各自よ執るべき物にて、是は二季の大祓を行ふ、而して大麻行事あらば、小麻は用るぬ勿論なり。又切木綿、切麻を用いて、大麻、塩湯を行はざるもあり。

塩湯の解説 附散米の事

こは古く江家次第などに、持塩湯、灑塩湯、また用塩湯、と見えたれどもその本源は伊邪那岐大神の身褻の故事より出でたることなれば、塩水を用ゐること本理なるべけれ。

故に然は云ひ慣はせど、全く塩水と心得べし。さて此の行事、社によりては大麻のみと聞いて、こを用ゐざるもあり、實に遺憾なるおこならずや。寧ろ大麻よりをこの方なるべけん。神社祭式にこをとられざるは、それを如何にぞや。かしこければ宮中にも塩湯はなくして、散米御行事のありとかやうけたまはる。散米はうちまきと稱して、古く大殿祭祝詞にも見ゆたり。稻を舂のまゝ細かに切り、間内にまき散して魔物また不淨を拂ふなり、故に打播きと云ふことあり。されど後世には精米を用ゆることになれりけり。紫式部日記、今昔物語等に見ゆつ。

以上祓之事了らば齋主、祭官順次に立ちて神前に進み、本祭に移るべし。



本祭行事の部

その行事としての開扉、閉扉、警蹕、獻供、撤供、奉幣、祝詞、奏上、また玉串の献り方直會式等の事の實地作業よりて委細心得べし。

御扉の解説

こは両方より締るものにて、一は唐戸と稱する由なり。或説に曰く、上古の宮社また家屋には扉といふものなく、必ず絹を垂れて置けり、これを展、戸張、といふ。そは現に伊勢神宮にも扉といふはなくして、絹を垂れたかるゝを見ても知らるべし。京都邊の家屋の入口に暖簾の懸り居るは、即ちこの展の遺風なり云々、この説或は然らん。参考までに記し置く。

警蹕の解説

東漢記に、王者至尊出入則、警蹕して行く、また大嘗會便蒙に、警蹕は先をたふと訓じて、天子出御の時など、人々つゝしめよこのいましめに、近衛の將聲を上げてをゝゝとよばるゝなり云々とあるなどを見れば、これ敬禮の制し聲なり。神前には開閉扉の際に用ゐて衆人を警す降昇神渡御もまた然その音開扉の時は始めを細く、次第に末を太くすべく閉扉の時は始めを太く、次第に終りを細くするものをす。而して二員左右より出で、奉仕せん時は、一聲を以てし、一員にて奉仕せんときは三聲を發す。太神宮年中行事に、以、笏琴搔三度々、毎警蹕ともあれば、諸社にてをこれに準じ、彈琴(管搔)を加へて奉仕するを最もよしとす。さて警蹕



の發聲は、初め口を塞ぎ「ウナー」後に稍口を開きて延べ  
唱ふるを法こそ。因よ云ふ、その音伊勢は違ひざれど、宮中  
までは鎮魂祭の御時は「ケイヒー」新嘗祭の御時の「ナーン  
」と唱へらるゝ由にうけたまはる。

献供の解説

こは祭祀に尤大切なる箇條なれば、聊か冗長にわたれど、殊に  
末項まで記せり。そは従事者の注意を促さん爲ふをあれ。

神饌を献るは祭典中の要旨なり。彼の式此の行事など種  
々あるも、皆これよつきてのわざなれば、殊に恐敬の誠を  
捧げて、その作法を嚴重にせずはあるべからず。されば此  
を奠する傳供長たらんものは、最も坐作進退に熟練なる  
を要す。また傳供員に至りてを、授受の體裁を損そべから

ざるハ勿論なりと心得べし。かくて神饌には如何なるを  
のを調備すべきかといふに、古來生と熟との二種ありて  
存す。熟饌は多く古式の祭奠に献るも、普通は生饌を以て  
ざる方にて、その品目は祭事に依りて各異なれるが如し。  
故に普通は先づ神社祭式に、和稻 荒稻 酒 餅 海魚 川  
魚 野鳥 水鳥 海菜 野菜 菓 塩 水 等を供ふべき  
由れ制規もあれば、これに準ふを至當なりとす。この外各  
地の名産等を副へて献るは尤も宜しからん。要は只腐敗  
し易き物または異臭ある品は成るべく避け、清潔新鮮の  
物品を撰擇して用ゐる方然るべき事こそ。

附 臺數の事

神社祭式に定められたる官國幣社神饌の臺數は、祭儀に



よりて各同じからざるも、先づ八臺より十二臺迄の規定なり。されば各社に於てもこれに準じ、その祭事の大小を計りて、豫て臺數を定め置くこと必要ならん。最も氏子等より特よ進獻の珍品佳物あらば、臨時例外をして供ふるも妨げなし。

全品目十二臺の例

- 一 洗米、二 酒、三 餅、四 海魚、鯛、鮭の類、
  - 五 川魚、鯉、鯰の類、六 野鳥、雉子、山鳥の類、
  - 七 水鳥、鴨、雁の類、八 海菜、昆布、海苔の類、
  - 九 野菜、人参、大根の類、十 菓、栗、柿、蜜柑の類、
  - 十一 作菓、製り果の類、十二 塩水、
- 而して十一臺の時は野鳥、水鳥、何れをか省くべし。十臺の

時ハ鳥を省き、九臺の時は作菓を、八臺の時は餅を省くことゝ知るべし。以上省略は賢所の御風なりと承る。

全配置 偶數の例

時	臺	偶數
十一	十	十一 作菓
十	九	九 野菜
九	七	七 水鳥
八	五	五 川魚
七	三	三 餅
六	二	二 洗米
五	一	一 酒
四	一	一 海魚
三	一	一 餅
二	一	一 川魚
一	一	一 水鳥

奇數の例

時	臺	奇數
十一	十	十 作菓
十	八	八 野菜
九	六	六 水鳥
八	四	四 海魚
七	二	二 酒
六	一	一 洗米
五	一	一 餅
四	一	一 川魚
三	一	一 海菜
二	一	一 菓
一	一	一 水



古の外品目の多寡を凡てこれに準じ、則ち偶數ならば先づ左方は向て次に右方、奇數ならば先づ正中、次に左方、次に右方と様に獻奠すべし。若しその臺數益々多かる時は二行三行と饌案を居ゑて、既法の如くこれを奠せるは勿論なり。而して撤饌には献饌の式お準じ、後進の物より順次撤却するを法とすれど、要は只献膳は敬肅よして、成るべく速に傳供し、撤膳は極めて除々よせるを古代の習とすとあれば、是れまた心得置くを可よとす。

### 全盛方及繰出し方

神饌品は一切土器お盛るをよしとす。若し土器なきか或は盛れざらん物は、檜葉または榊葉を敷きて置くべし。但し餅菓子のみは紙を用う。而して海河山野のもの何にま

れ、頭尾頭根あるものは神前の左右とも、凡て頭を中に出す様よせるを本儀とす。又海魚川魚の類は、何れを腹の方を神前に向けて供すべし。以上は宮中の御例に則れるなれば、之よ従ふを然りよとす。さて盛方を了りなば、假案に饌物を備へ置くに、先づ供進の順序を正よとす。次よ傳供人員の奇偶の數を計らひ、奇數の時は饌臺を常の如くし、偶數の時は前を後に向けて置くべし。然せば献奠の際、その前後を謬ることなく、授受の体裁もまた自ら美はしからん。是れこの注意を要とせる所以なり。

### 奉幣の解説

弊は「ミテグラ」と訓よとて、こは御手向座の約りたるもの「クワ」は物の置所をさしていへる語なり。さて奉幣とは、幣帛



を進獻するの義にて、中古以來いまも諸社に行はるゝ奉幣式ありありとす。即ち紙を申し垂れたるは、舊く布帛等を申に挿みて獻りし本儀の略儀になりし遺制なりと知るべし。そは延喜式の制度にも、その神社または祭儀によりて各一定はせざれども、絹、緇、木綿、絲綿布等、實物の調進あれば、蓋し古を伺ふに足らん。神社祭式も奉幣の式にて別よなかりしは、御幣物奉獻の儀あるが爲なり。而してこの幣物今は料金になり居れり。因にいふ官幣社は陛下の御文庫より、國幣社は國庫より支出せらるゝ定めなりと承はる。

### 祝詞奏上の解説

祝詞は常「ノリト」と訓ずれど「ノリトゴト」と云ふぞ正し

き。即ち宣り説き言の略なればなり。こは岩屋戸の前よて、天兒屋根命の宣りまじゝを以てその始めとはなす。さて祝詞の奏上法を如何といふは、神代紀を按ずるに、天照大御神の天兒屋根命の稱辭を所聞食ちて、頃者人雖多請未<sub>レ</sub>有<sub>レ</sub>若<sub>レ</sub>此言之美麗者也と詔玉ひる事見ゆれば、清明明晰極めて美音に奉讀すべきは勿論なりとす。されどこは人毎頗る難事をれば、よし美聲をたねども旨意確實明瞭にして、至誠言外に溢れなば足りなんか。要は慎重と敬意を失はざらん様、音を正し句を明にして、奏上然るべきなり。尤も古代よりは宣命譜といふものありて、宣命を宣るよを各巧拙あり、人々努めてこれを教習したる由、國史に見たり。祝詞は本來これと異なれども、延喜式を見れば、神明



よ白を詞を以て、直に諸人よを宣り聞かせたる等、今を祭祀の形状また祈願の主旨など、神に聞け上ぐるご共よ、参集せる衆人にも宣告して、其を満足せしむるが如き例しなきよをあらねば、古への奉讀法は傳はらざれど、宣命ごさしたる相違なかりしならん。左に右よ努めて習練すべき必要はあるものとす。而して古書よ微音また聞ゆる程よなどありて、必竟微音を可としたりも、元と謹慎を主ごしたるより起れるにて、餘りよ高聲を發すれば自然喧騒に流れて、敬禮を失ふ慮れあればなるべし。實に注意すべきことなりかし。さてこの式は祭儀中の主眼あれば、最も容儀を嚴かよし、極て動作を靜よせんことよ心得おくを肝要なりとす。

因よいふ大家の言に、諸社、開閉扉には祝詞の式なきは如何に、神明赫々ごして殿内よ御座を、何ぞ告げ奉らずして御扉を開閉することを得ん。若し告げ奉らずして御扉を開閉せば、その禮何所にかあらん云々ご、實よ理りなる論ひごいふべし。されば之よ從ふを善ごはすれど、祝詞はを口上の覺書よ過ざれば、かゝる簡短なる事は宜しく心中よて祈念すべきなりと考ふ。

玉串の解説 附神籬の事 八神殿の事

「たまぐし」は手向串の義よて、六は普通賢木の枝よ木綿を取り垂たるをいへり。さて神代紀を按ずるよ、天照大御神の天岩屋戸よ隠り坐し、時に、太玉命の天香山の五百箇眞坂樹を根掘じにして、上枝よは八坂瓊の五百箇御統の



玉をとりかけ、中枝には八咫鏡をとりかけ下枝は青和幣、白和幣をとりかけ、八十玉串と捧げて仕へ奉り賜ひしぞ其始めなりける。即ち諸社へ行はるゝ奉幣式は、蓋しその遺法に知られたり。普通祭儀には、玉串拜禮を行ふを以てこの式を省けり。官國幣社に此の式の行れざるは、御幣物奉獻の儀あればよて、幣物即て玉串なれば、意義は同じきこと、知るべし。こは前をもいへり。さてこは神の御魂を寄せまじ、神籬を通へることあり、そは榊の枝を垂れを着け、神憑木とするものと全く同じけれはあり。神籬はもと神室木の約よて、神はヒの義、室は「コモル」の由、木は城なり、とあり、まは皇孫瓊々杵尊の天降りませりし時よ、高皇産靈大神の、その神靈を齋ひ籠めて、永く皇祚を護る

べく宣ひて、天兒屋根命、太玉命、二神に授けたまひしに起れり。是れぞ神祇官八神殿のそもく、其の始めなりける。因よ八神殿の事よ就いて少しく云はん。神武天皇の都を畝火檀原よ定め給ふや、皇天二祖の詔旨よ従りて神籬を立て、高皇産靈神、神皇産靈神、魂留産靈、生産靈、足産靈、大宮賣神、事代主神、御膳神以上の八神を齋ひ奉りて、深く崇敬の禮を盡し玉ひしより、御代く大に更らざりしが、應仁の亂以後、宮中よりおれを神祇伯白川家に遷すこと、なれり。さればおれより朝廷よては祭祀り玉はざりしも、時勢なれば止むなし。而して同時神祇の副たりし吉田家にも八神殿あり、まは私祭のにて、正式ならざりしなり。されど王政復古後、合併して現今は



賢所の左殿に、同じく 陛下の御親祭を、享け給ふも、最  
と畏くまた尊くなん覺ゆられける。

### 直會の解説

こは續紀トヨノミに猶良比トヨノミ豊明トヨノミまた式トヨノミに直相トヨノミと書けれども「ナホ  
ヲロ」と訓ずべし。即ち祭後は神饌を撤し、各々飲食をるこ  
とにて、その法方は神供の撤品を料理して、等分に配當す  
るものあり、或は米酒のみもあり、尙略せんトヨノミは神酒のみ  
載くもありて、一様ならず。そは各社の適宜たるべし。但し  
直會殿なくんば、便宜の所に座を設けて、祭服のまゝ之を  
行ふを本儀とすれど、略儀には便服に改めて行ふをよし。  
尤もその前トヨノミに直會の神事トヨノミにて、神饌を献り祝詞を白す儀  
式トヨノミもあれど、かくしければそれまでには得いはず。さて

神社祭式トヨノミは、直會の式とて別トヨノミに見ゆされども、茲に皇典  
講究所制定の本式に依りて、その大方をいはんに、先づ一  
同の着座定まるや、配膳役たらんもの、上席より次第に饗  
膳を配置し了り、後盃を勸盃役たらんもの、前に差出す、  
勸盃役之を受けとり、扇面にて盃中を掃ふトヨノミと兩度トヨノミし  
て、行酒役に酒を盛らしめ、自ら起つて祭主に勸むトヨノミ所謂亭主  
役トヨノミあれば、必要の外トヨノミに坐席を立つも、祭主拍手一次して、呑み畢れ  
のトヨノミにあらす、立つは最終と心得べし。ばまた自ら行酒役トヨノミは酒を盛らしめて次員トヨノミは渡す、次員も  
拍手一次、呑み了れば順次如此して別盃もて二献三献トヨノミ  
及ぶトヨノミ奉幣使参向の場合、若しくはうれあらずとも、兩席ならば左右同時に上首  
より行ふも、其宜しきに從ふべし。  
但し二献三献の一献トヨノミと異なるは、己れ盃を受けたる後  
は、行酒役酒を酌むの相違あるのみ。又二献了れるの時、配



膳役一人出て、勸盃役の前より進み、御箸の一聲を唱ふ、例座聲に應じて御飯に箸を懸くるの儀あり。而して三献畢らば箸を拂ふべし、これ元に復さるの謂なり。後下座より退膳、一同退下、尙その委しきは實地に就きて知るべし。

儀式の部

祭儀式を分ちて大祭、中祭、小祭の三とす。神社祭式にも年中、祭祀の中、大祭一度を以て例祭と稱せとあれば、即ち各社に於ても年度の恒例祭を以て大祭とし、月次臨時の中祭を以て中祭、小祭とすべし。而して臨時祭と雖も、遷宮式の如きは重き公式の祭典なれば、大祭の式と準じて尤も嚴肅に事をとるべきは勿論なりとす。右の外神社昇格等の大儀をまた同じと知るべし。こゝに祭式の次第を示

せば左の如し。固より取捨折衷宜敷きに從ふは論なれども、その故例舊式あるものゝ外、先づ普通之に準ふを然りとす。

祓式次第の一

先 祓詞を讀み小麻を執つて自ら祓ふ或は散米

祭式次第の一

- 先 着座
- 次 献饌
- 次 祝詞
- 次 拜禮
- 次 撤饌
- 次 退下



以上

祓式次第の二

先 祓詞を讀み大麻を執て祓ふ

次 塩湯を灑ぐ 或は散米

祭式次第の二

先 着座

次 開扉

次 献饌

次 祝詞

次 玉串拜禮

次 撒饌

次 閉扉

次 退下

以上

祓式次第の三

先 齋主以下祓殿の座に着く

次 舗設係新薦を敷く

次 案係大麻及塩湯を載せたる祓具案を定座に置く

次 舗設係軾を敷て祓座を設く

次 祓主祓の詞を奏す

次 祓の座を撤す

次 大麻係大麻の事を行ふ

大麻行事は神饌を先にし齋主以下各自別々祓ふを本としれど祭祀に遅るゝの慮れあらん時は適宜數人を合するも妨げざしされど重



き役のみは別にせんとを要すまた鹽湯必同儀に亦得べし

次 塩湯係鹽湯の事を行ふ

次 被具案を却く

次 敷薦を却く

次 齋主以下退座 以上

祭式次第の三

先 齋主以下進みて祭殿の座に着く

次 齋主副齋主昇殿御屏を開く

警蹕警蹕の條參看すべし 奏樂 一同平伏

齋主起拜兩度して心中開屏の事を奏上す

次 新薦を敷く

次 神饌案を進む

次 神饌を獻る 此間奏樂

(調饌師神饌所に入り傳供長以下傳供員神前に進む之を上臈立といふ献奠了て下より退く之を下臈引と稱す)

次 奉幣座を設く

次 副齋主幣帛を奉る 幣使左側に従ふ

行事了らば幣使進みて幣を受けて神前に獻り復座返祝の儀あり

次 奉幣座を撤す

次 祝詞座を設く

次 齋主祝詞を奏上一同平伏 祝詞奏上解説の條參看すべし

次 祝詞座を撤す

次 玉串案を安ず

次 齋主玉串を獻りて拜禮



奉幣使参向の場合はその拜禮齋主の前たるべし

次 副齋主以下齋部一同拜禮

町村吏員氏子惣代等参列せばその宜しきに従て拜禮すべし

凡る玉串拜禮に數様あれど後條に云ふべし

次 玉串案を却く

次 神饌を撤む 此間奏樂

傳供長以下上臈立神前に進み撤饌す了て上より退く之を上臈引

と云ふ

次 神饌案を却く

次 敷薦を却く

次 齋主副齋主昇殿御扉を閉づ 此間奏樂

諸式開扉の時に同じ

次 退下

以上

直會式の次第 直會解説の條參看

とべし

先 齋主以下直會殿の座に着く

次 直會の詞を宣む 直會詞略す

次 饗膳を配む 但し上座より

次 勸盃御酒一献

次 全 二献

次 御箸の儀ありて一同箸を立つ

次 勸盃御酒三献畢て箸を拂ふ

次 退膳 但し下座より

次 退散

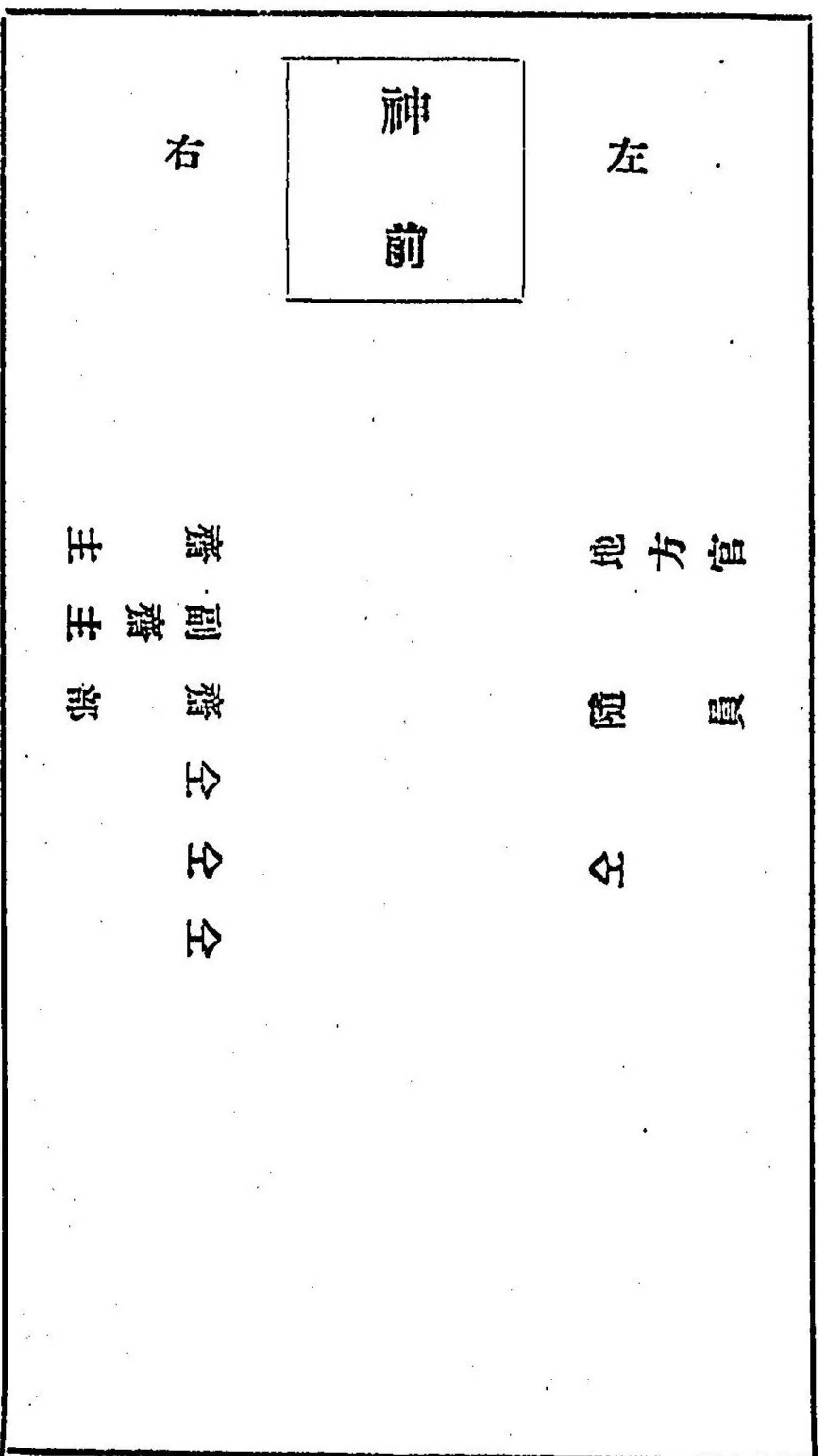
以上







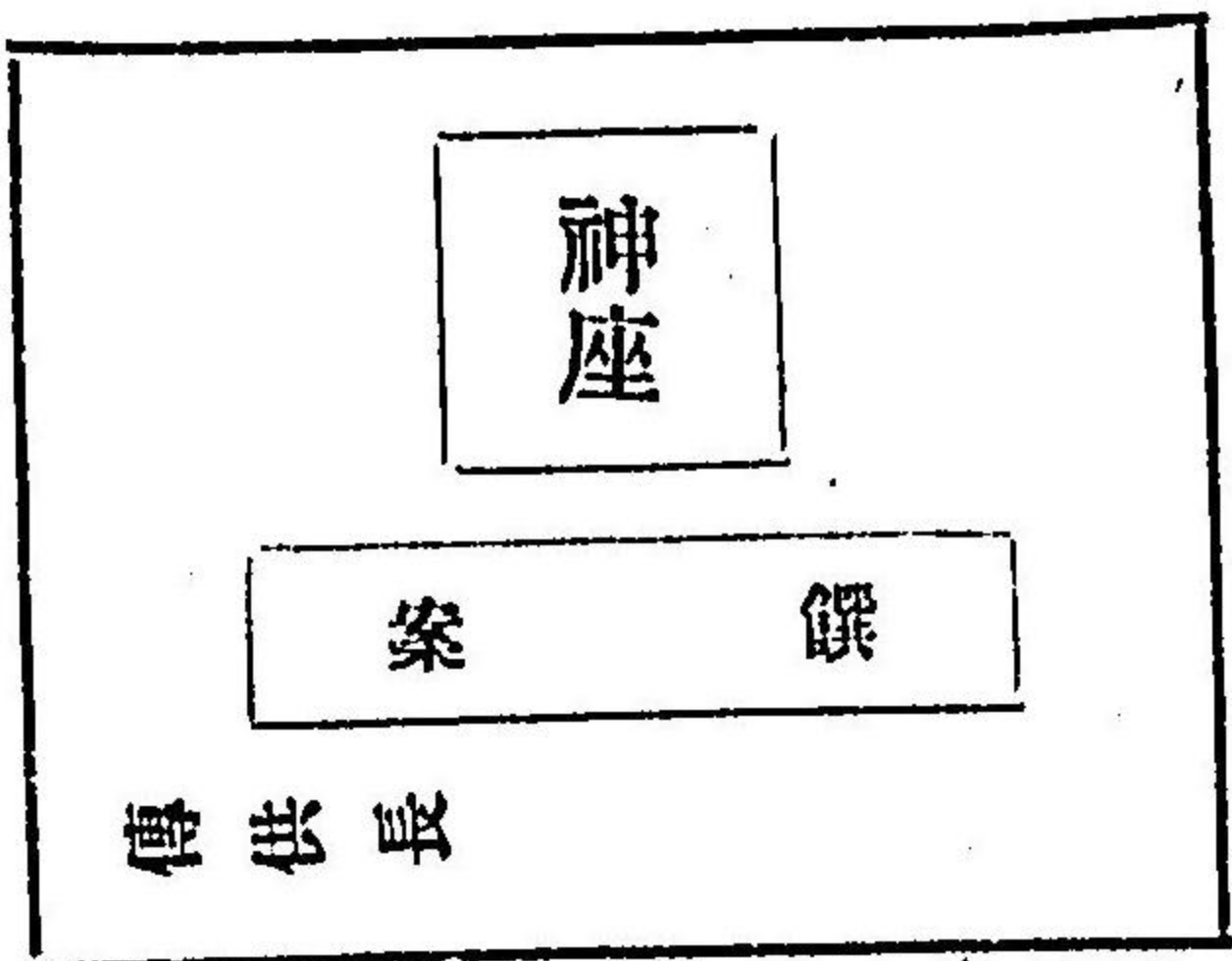
本圖は地方官参列の場合に於ける一例として見るべし



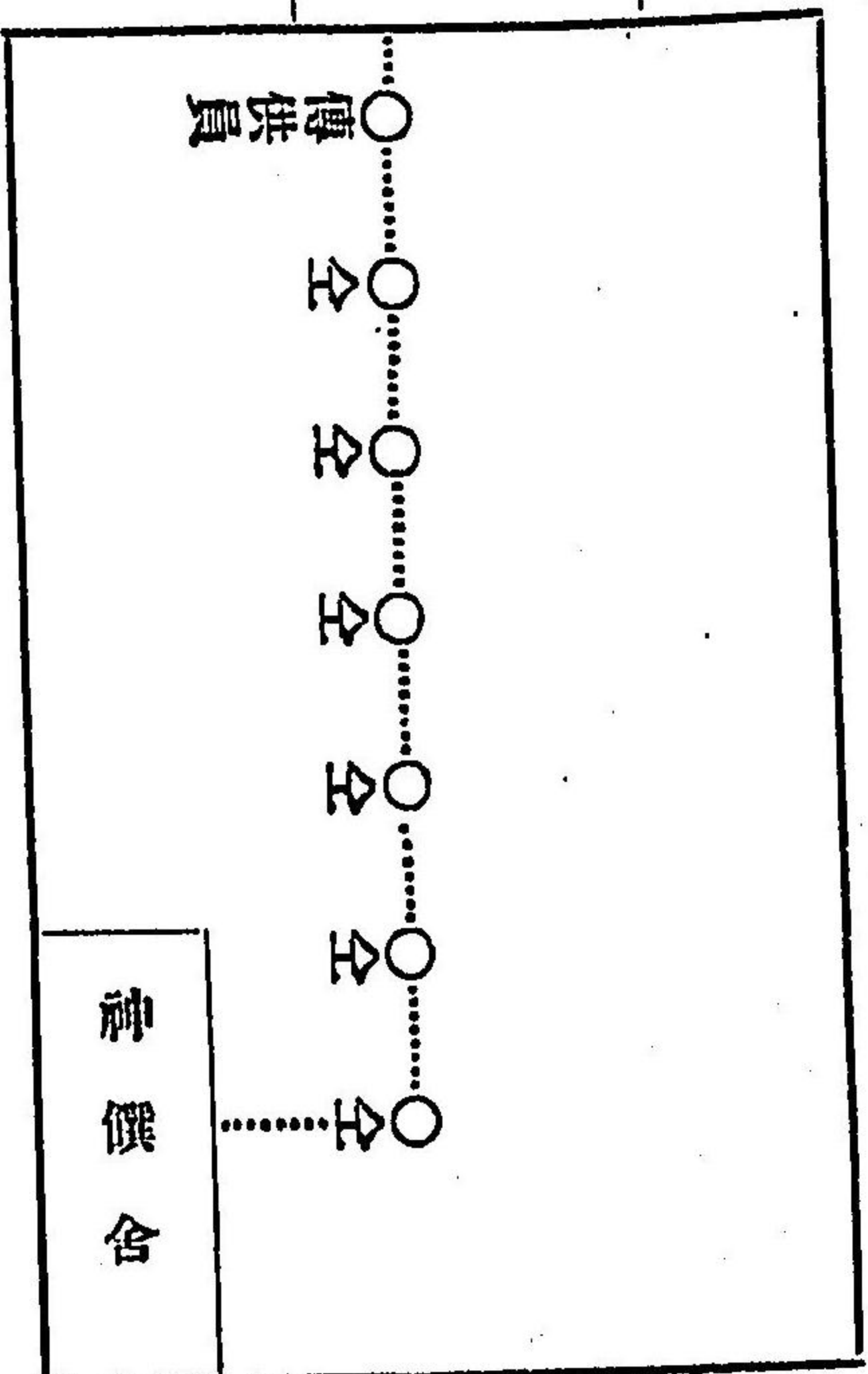
二

傳供係一列配置の圖

神饌を傳供する時は先づ左右左と膝行して受くる者に渡すべき  
 ものとす但し距離にして右に堪へ兼ねる場合は一時立歩して渡  
 す際にするを善とす其他殿舎の廣狹と肩數の多少よりて臨機  
 の處置あるハ固よりあり而して献膳には渡し了りて揖し撤膳に  
 は受くる前に揖することを心得べし

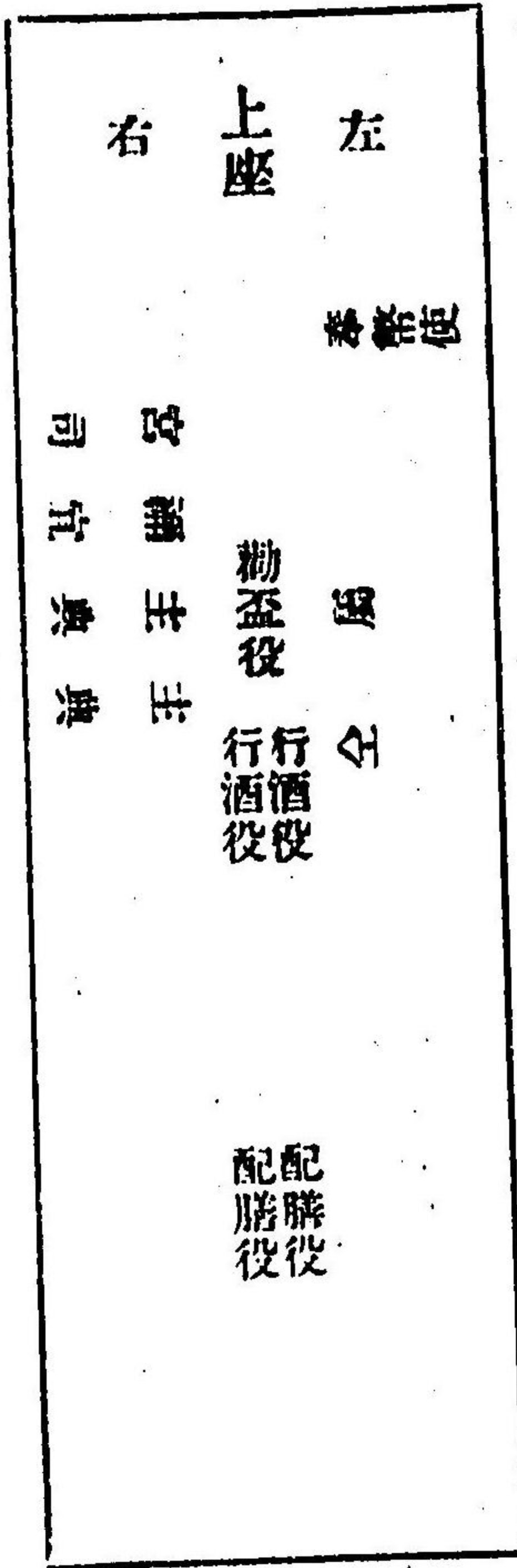


一



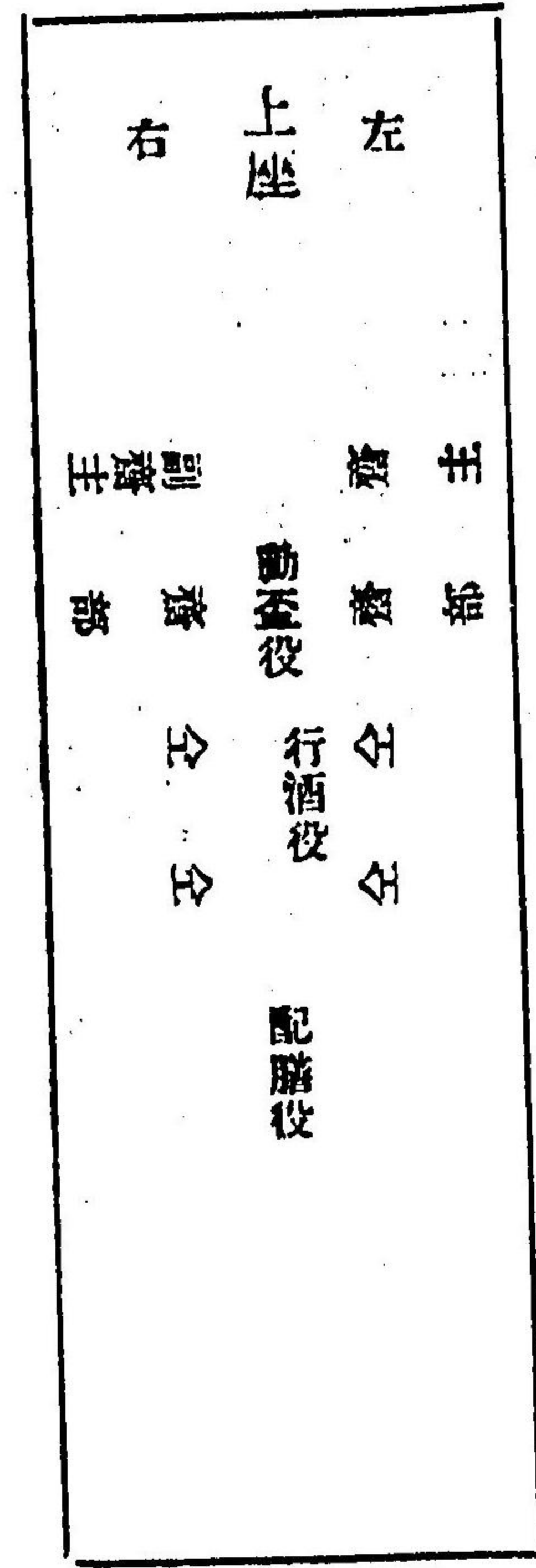


二



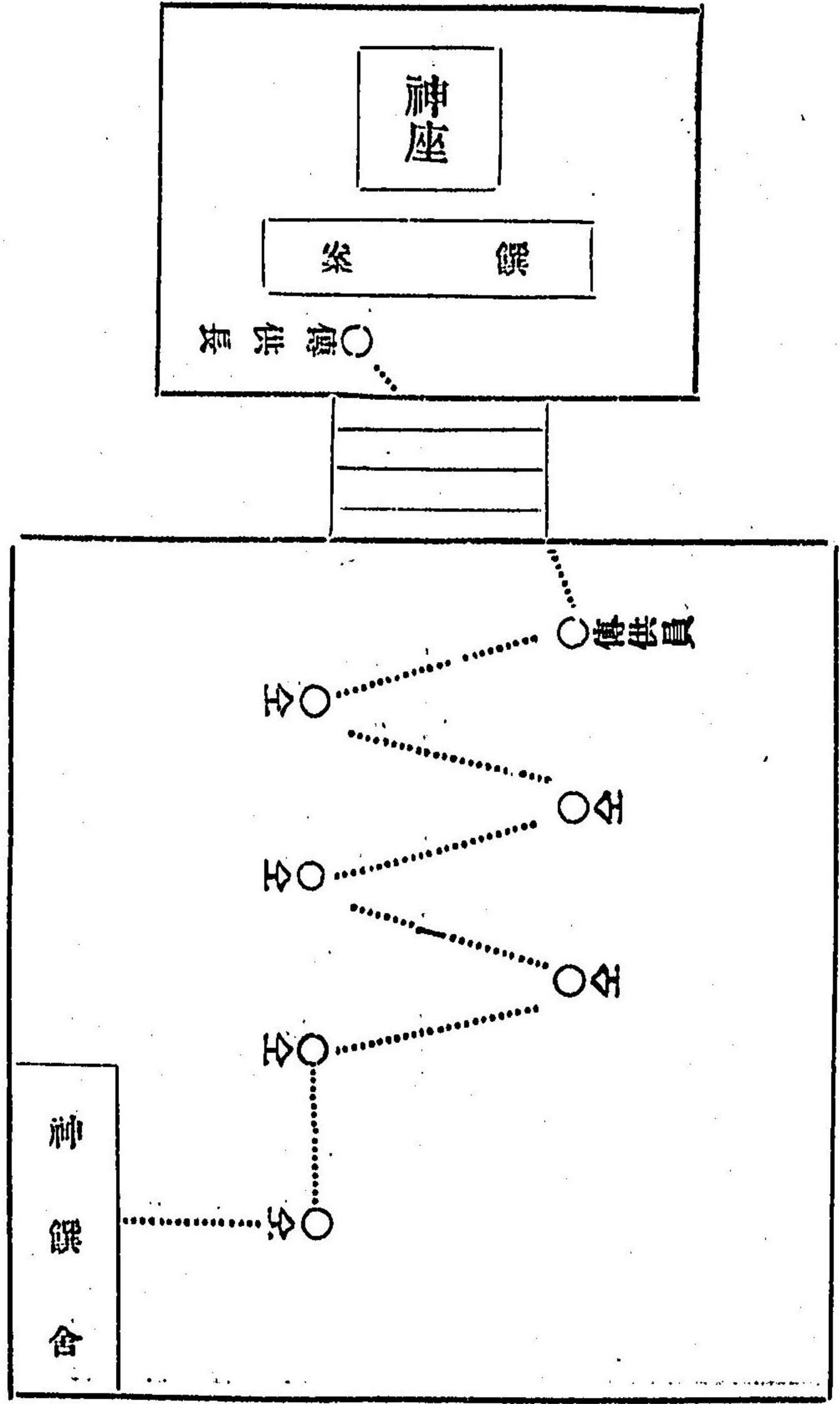
二圖は官社の直會式と見るべし

一



直會式列座の圖

二



全左右例配置の圖



遷座式次第

こは本殿の工事竣功して權殿等より遷座するの一例なれば假遷座式は之に準うて取捨するを宜とす

- 先 當日本殿假殿を裝飾す
- 次 齋主以下齋員氏子惣代等祓の座に着く
- 次 修祓行事
- 次 祓主本殿より昇り清祓の事を行ふ
- 次 齋主假殿に昇りて開扉を 此間奏樂
- 次 傳供長以下神饌を獻る 此間奏樂
- 次 齋主祝詞を奏上す
- 次 神饌を撤ぎ
- 次 遷座

この儀齋主御掬代(御正體を奉安するの器あり)を御船代または辛櫃に納めて齋員一同にて昇き奉る神輿羽車等ある社内をを用うもよし而して苑道は布單または新薦を敷き列ねて清潔嚴肅を旨とし式の如く奉仕して神座に至らば齋主掬代を御船代より出して奉安すべしさてその前ふは燈火庭燎を滅することを忘るべからず奉安の式了らば点燈すること始の如し尤も晝行ふの儀もあれど夜中を以て本儀とすれば然か心得べきあり

- 次 本殿開扉遷座畢て齋主側より候を 此間奏樂
- 次 傳供長以下神饌を獻る 此間奏樂
- 次 齋主祝詞を奏上す
- 次 齋主玉串を獻りて拜禮
- 次 齋員拜禮
- 次 氏子信徒惣代等拜禮



- 次 傳供長以下神饌を撤す 此間奏樂
- 次 閉扉 此間奏樂
- 次 退下
- 次 直會

以上

### 神幸式次第

この式は各社必しも行ふものあらねど一例までに掲げつ

- 先 當日早且旅所の神殿を裝飾す
- 次 清祓の事を行ふ
- 次 本殿出御

こは本祭を行ひ撤饌の後御靈代を神輿または風箏に遷し奉り本社を發程する恒式なり而してその供奉列行等の次第は各社故例のま

執り行ふを然りとす

- 次 駐輦
- 次 齋主旅所の神殿に昇り開扉
- 次 御靈代を鳳輦より出し神座に遷し奉る
- 次 神饌を獻る 此間奏樂  
但し旅所に神殿なき場合等は風箏の前に供饌すべし
- 次 齋主祝詞を奏す
- 次 齋主以下玉串拜禮 此間奏樂
- 次 神饌を撤す
- 次 退下

以上

還御の時も右に準ずべし

### 拾遺雜觀の部



この部には前項に謂ひ盡し得ぬことがら若しくはうれならぬども必要と認めしもの記二三をせり飽ぬ勝の事は固よりなり看む人然か思ほしてや

幣帛及幣串の事

幣帛とは幣の上部を折りて串に挿入せるものと、折らずして串に挿入するものとの二様あり。蓋し前者は吉田風、後者は白川風なれど、おはをこ四垂の遺方にて、後ろに挿入せらるゝ木綿裏こそ、反てその幣帛の實物たるなれ。而して右に用うる串の丈は、凡三尺五寸を定式とせ（因云大麻は丈凡二尺五寸位の柳の枝を用うべしとす）

三方及高坏の持方

三方を持つには、拇指と食指とにて縁を執り、他の三指は兩手とも左右の穴以上添へて執るべし。或は縁をこらず兩手を穴に掛る説もあれど、こは委しうらず。また高坏は右手にて脚の中央を握り、左手にて土居を持つなり。而るてこれら物を持つに就ての要は、輕きは重く、重きは輕く取り扱ふをれたることを心得べし。

案及薦軾の持方

神饌案の類を持たんとは、左手を案の下に入れて、先づ掌にて支へ、次に右手にてその足を握るべし（即ち拇指は案上に、中指は案下に、その他外三指は握るべし）

薦軾の扱ひをまたこれと大同にして小異なり。

起居と進退とに於ける足の事

起つ時の足は右よりし、居る時は左よりし。又進む時の足



は左よりし、退く時は右よりするを法とす。即ち進左、退右、起右、坐左、といふことを覚えなば足らん、然れども臨時の處置としては、凡て上座の方なるを後にし、勉めて神前及び上座の方へは直ちに臀部を向けざらんことを要す。

### 膝行及屈行の事

膝行とは板敷に膝を着けて引き進むなりと云ひ、また膝の脰を着けて、足の指端を立て進み行くを云ふともあり。兎まれ角まれ神前までは、進退とも三步を以てその定尺とす。されど必要ある場合は六の限りにあらず。都べて神前近きは膝行と心得べし。また屈行とは腰を屈めて行くの謂ひにて、こは神前等を横切る時の所爲なり。若し物を持ちたらん時に神前を横切らば、その氣味をて通り過す

べきをのとす。

### 跪居と龜居の事

跪居は殿内にて膝を衝き、足を爪立つるの儀、また龜居は庭上にて、沓を穿きながら龜のその如く、足を左右に開けて、臀を地に着けざるの儀なり。然るを通音の同じきにより、これを混同して誤りを知らざるも多ければ、さては茲にその區別を示すあり。

### 昇階降階の事

昇階は神前に稍斜向して昇り、降階は稍斜背して降るなり。而してその階毎に足を歛めつゝ昇降するは其も同じ。所謂歴階といへるは即ち是なり。但し左方より昇階せば右足を先よし、右方よりせば左足を先よし、降階は六の反



對なりと知るべし。

開扉閉扉の事

左方を開扉せんは、左手を上よし、右手を下よし、右方は右手を上よし、左手を下よし、閉扉は即ちこの反對なり。而して二員左右より出て、奉仕するを本儀とせれど、一員よてせば正中を経るときは膝行のまゝ、揖すべきなり。宮門の開閉扉をこれと準ずる然りとす。

捲簾の事 附褰帳

内陣の捲簾は、先づ開扉の後一拜して之を捲き上げて鈎よ掛くべし。捲き畢らばまた一拜すべし、垂下の時と同じ。而してその捲方は、左の數歌よりて知るべし。「神前の御すをば外へ卷くと知れた、世の常は内へまくべし」

一間にかけたるを皆みすといふ、間中なるをばすだれとぞ知れ」さて簾よは普通と普通ならぬとの二あり。普通とは内へ捲き上げて、鈎及び緒を同トく裏よあるもの、普通ならぬとは、外へ捲き上て、鈎及び緒は表にあるを云ふ。神前などは於けるもの即ちこれなりとす。されどこは例外よて濫りに簾の表よは鈎及緒は附さぬもの、附まるとは凶式なりとあり。また褰帳は表裏よ垂れたる野筋を卷込まず、且つ振れざらん様注意して、簾の如くまき上げて之を結ぶこと常の如し。

祝詞認方及奉讀の行作

祝詞文は烏子紙または奉書一枚を七折半にして認むべし。短文なりとて餘紙を切り捨てぬものなり。若し長文に



して二枚以上に及ぶはこの限りならず。さてこれを奉讀せむ式の行作は、先づ祝詞を笏に取り添へて、着座一揖の後起拜兩度起拜を行はざる時は奉拜をすべし次に祝詞を懷中し右側に置笏小大と拍つべしと前に出ると共、二つに折りて深揖を了りて右に復し、そを一應目通り以上、捧げ讀むべき際また目通り、下げて奉讀を。而ち讀み了れば、深揖の後左方にて巻きこれを懷中して拍手大小と拍つべしの後、笏に取り添へて起拜兩度、揖して退座をること始の如くして終るものこそ。

奉幣式の行作及返祝の事

奉幣者幣を幣使より受け取りし、膝前を出して幣の地に垂れざらん様深揖し起つて左右左と進み、幣を眞直

にゐること共に、右手を上、左手を下に持ち替へて、左右左と退きながら、幣をを交々移しつゝ了つて坐するの際、幣の表を神前に向けて深揖をるなり。而して體を上ぐることに、その手を持ち替へ、起ちて前同様に進退して、幣を捧ぐることに都合四度にして終るものこそ。尤もその央は、幣を横たへ、膝前に出して深揖し、奉幣の事を白むの儀あり。行事了りて幣を幣使に渡し、神前に獻らしむ。幣使獻り復つて奉幣者に向ひ、一揖して、玆は拍手二次す奉幣者を齊しく一揖して之を受けて、拍子することまた同じ。然して幣使より退く。うの拍子の儀は、幣使の終り、奉幣者の始と齊等に合するを法となす世にこれを返祝の儀と稱す。されども別は祝詞のあるには非ざるなり。



揖と拜との事

揖と拜とは大なる相違あれば、混乱すべきものならず、必ずその區劃を整然たらしむべし。即ち揖を解せずして拜に移り、拜を解せずして揖に移る等は、人々注意すべきことなりかし。また拜揖の時後襟の見ゆるは非禮の沙汰にて、こは諸禮の上よを禁しめつゝあれば、心得置くを然りす。

祝詞奉讀庭上式の行作

庭上式は祝詞を奏する時は、先づ一揖の後立拜兩度次に笏と祝詞を懷中して拍手兩度、次に祝詞を開き、目通りに上げ奉讀し、了てまた祝詞を懷中し、拍手兩度次に笏を取り出し、祝詞を持ち添へて立拜兩度の後、一揖して本座

に復すること始の如し。

沓の事

沓は普通淺沓にて、或は張貫また木製を用うれども、革製を本儀とす。深泥には深沓を用うべし。それ朝拜、參賀、謁見等には烏皮沓を以て正式となす。さて庭上式にて、座前より着座の時或は沓を直さんには、笏の下を沓の内踵の所に入れて、穿くに便宜なる様引き廻し直し置くものごと。但し扇を所持せば、これを懷中より出して、その要目の方を以て直まへし。また座後より着座の時は、願みて沓を取り、座前より直し置くなり。尤これは從者のあらざる時の所爲と心得べし。而して沓を脱ぎ、またこを穿んには、凡て左足より穿るものとす。



帖紙の事

こは所謂懐紙にて、笏及び祝詞を懐中せるの用なり。有職家の法よれば、色合も種々ありて一定せざれども、先づ普通は檀紙、鳥子などの白紙を用うるを宜しとせ。さてその折方は諸式あれど、そは實地に傳習すべき事を要す。

笏の持方及扱の事

笏を持たんには、右手の拇指を子指を中にし、他の三指を外にして、餘り笏の根本の出でぬ様をへし。而して正笏せんには、左手を添へて指の廣より離れぬ様持ち、肘より七寸程を出して、臍より水平にこれを正すなり。さて笏の扱ひはそれを右手の拇指などに挿み、或は左脇に挿みて拍手等を爲すべからず。また袂に入れ、襟帯などに差をも懸し。

必ず事を執らんとば、懐中の帖紙を挿入せしむべきものとせ。尤束帯の時は石帯を挿むの儀もあれど、この古代にて例外なり。正服、齋服など衣冠の式よは決してなしとせ。

衣冠着方の事

先づ白衣を服し、次に冠を着け、次に單衣を襲ね、袴を穿き、次に襦を着け、次に帖紙を懐にし、次に背を着ぐるの順なりとせ。さて襦は袴の裾より凡五七寸上の所迄塞ぐべし。尤雨儀をば、尙高くを善とせ。別に定れる寸法にて、かかければ、奥の恰好の亂れぬ様を専一をせ。而して懐所は、高倉家はその垂れたるまゝ、巻き上げて、先づ中、次に左右と三方を帯を挿む、山積家は先づ左右より折り三ツ目を巻き上げてを帯を挿むとあり。何れも



宜しきに從ふべし。また括り紐は、多くは白羽二重の組帶を古しとするよしなれども、久我副總裁は縮緬の兵子帶の方、正式にはあらねども縮りて便利なりと仰せられき。夫は正服齋服同じけれバ然か心得べし。狩衣は別に述ぶるの必要を見ず、只當帶は縫目を上にせるを法となすのみ。但し着用雨天かどの途中は、押折と稱してその裾を表に折り返して、左隅を當帶に挿むと、また左手よてそを把りながら歩むとの二法あれば、何れなりともそれ便よ從ふべき事とて、右隅を挿むは凶儀と心得べし。

冠及烏帽子の事

附纓の事

冠は普通は厚額を用ゐ、若年は透額なりとて、神官神職服制は、黒羅三位以上、有文四位、以下無紋なり、但し齋服の時

は、三位以上と雖も無紋と定められたり。掛緒は凡て紙捻とありて、この白元結の大なるものなり。是を纓壺の上纓の本ぐるみ、巾子の後より筭の下を経て、普通は筭の上より額の甲よて左を上、右を下に、左右と違ひて額下に結ぶなり。然るを打紐など往々用ゐるもあれど、こは違式なれば心して誤らざらん事を要す。また烏帽子は服制略服の條に、有位は立烏帽子、無位は風折とありて、掛緒は紙捻を用ゐらるゝこと冠に同じ。凡て壯年はしほの細かきを用ゐる老年はその粗きを用ゐる古の例なりとて。

纓は冠の後に垂れたる羅よて、また燕尾とを稱す。こは其形より名けたるなり。種類は六ツにて、立纓、垂纓、卷纓、柏挾、細纓、繩纓、これなりとて、即ち立纓とは、纓の



止に向ひしもの、これ天皇の御料なり。また垂纒とは、纒を撓めて後に垂れたるもの、普通のにて臣下これを用ふ。また卷纒とは、これに凶事卷纒の端を内なる様に巻き、黒塗れ夾林にて挟みたるもの、古への武官大將以下、五位以上、闕腋を着け弓箭を帯ぶる時に之を用ひたり。また帕袂とは、纒の末を外なる様に撓め疊みて、巾子のたけの程を白林にて挟みしもの、敬にもかきつく。法は非常警固の時なご臨時は繪扇を折りて挟む、又急用の御使等あれば、文官は用ひず、鯨のヒゲを用ひ、輪の挟きもの、後には織物を用ひず、鯨のヒゲを用ひ、輪にて挿み置けり。六位以下の武官並に六位藏人これを用ふ。また細纒とは、纒を細にて作りたるもの、二筋にて、

一筋は藁繩、一筋は黒布繩なり、天皇諒闇の御時これを着し給ふ。又臣下も重喪の時に着る。而して纒は元ご、髻の根を、冠の絹と同じく幅挟き絹にて巾子を結び、其餘りたる分を後へ垂れ置けるが始めにて、糸を中古以來は、兩端に骨を入れ、中に冠と同じき羅を張り、冠と別に差込む様に作れるなり。されば方今のは、全くその遺制と知るべし。以上の解は國史大辭典に因る。

袴の事

こは指貫と指袴との二あり。その色模様は神職服制に、位階の有無高下よりて各區別しあるを見る。指袴は一に切り袴とも稱して、通常の袴の如く、指貫の下を切りたる者なり。而して之れを着けんは、先づ左足より右足と踏

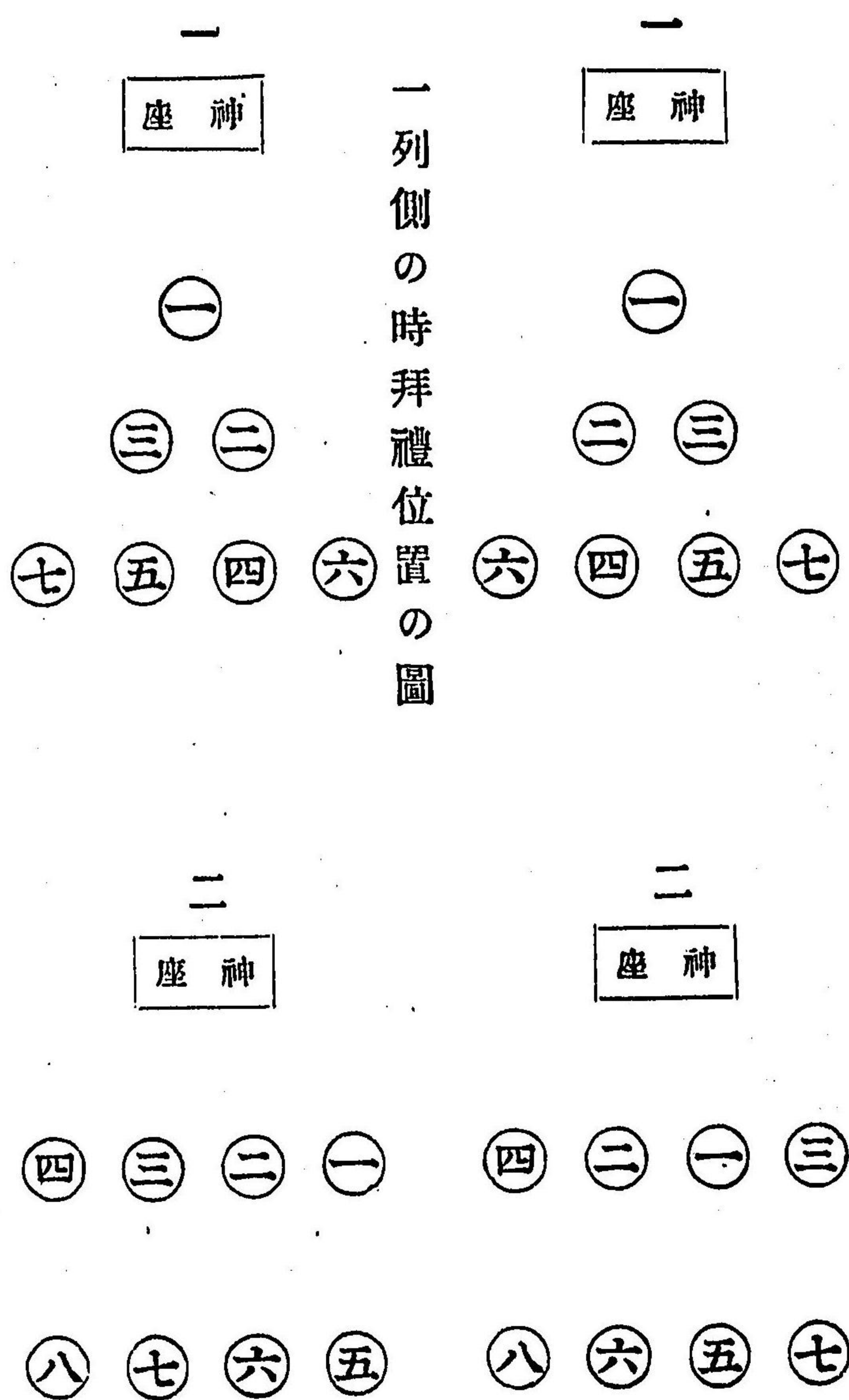


み込みて後、前腰をあつべし、前腰を充てゝの後に、足を踏み入るゝは凶式の時にかくすと禮法家はいへり。

列拜の事 附玉申の事

こは坐禮立禮をもに、二人以上整列して、同時に拜するを云ふ。うの法は數種あれども、要は先づ齋主より順次上薦立して神前に進み、衆員整頓し畢るを俟ちて、一齊に動作を屈伸し、進退を先後せざる様拜禮し畢るなり。而して順次下薦引して本座に復するものとす。圖して一二例を示せば左れ如し。

左右列側の時拜禮位置の圖



一列側の時拜禮位置の圖



他は推して知るべきなり。さて玉串を獻るの次第は、之を捧げ持ちて拜禮せし後、案上に奠し畢りて拍手するもあり、或は之を案上に奠し畢りて後、拜禮拍手するもあり。皇典講究所にて致す。その宜しきを探るべし、凡そ玉串拜禮に數様の區別あり。そは

齋主玉串を捧ぐる時、衆員共に出て、拜禮するもの、  
齋主玉串を奠し畢りて復り來り、衆員と共に本座のまゝ拜禮するもの

齋主以下順次適宜に出て、拜禮するもの、  
齋主のみ惣代にて一人出で、衆員は拜禮せざるもの  
等なれば、何れなりとも祭儀に先ちて一定に置くこと必要ならん。而して玉串を案上に奠するには、筒に立つるも

ありこは伊勢神宮にて玉串御門に立てらるゝ制に準へるか或は本を神前に向けて之を案上に置くもあれど、普通は多くおの方なれば、是に従ふを然りとも。

祭員の心得一括

祭服を着けんごまる前よ、必ず先づ盥嗽のみごを忘るべからず。盥嗽了りて着服せば、正躰除歩して順次被處に到着し、清祓を亨けて後祭儀に關かるを法となすべし。而して祭祀中は一意敬な主とし、職員格式等級よりて、おのゝ威儀を存るつゝその職務を守るべきものごを。若し少員にして數事を兼ねる等のみごあるも、齋主他の事をとり、或は上席の者下席の者の事を執るなど、巔倒の所置あるを禁しむ。故に祭儀に先ちては、一同豫め百事を打



合せ置き、祭場は臨みて混雑なからん様注意肝要なりま  
た長時間を要する祭祀等には、前日より頗る飲食を節  
度して、祭典中濫りに坐を立ちてその森嚴を欠かさらん  
様、心懸くべきこと專要ありとす。

祭典行列次第の事

こは吾長野縣神職合議所は於て、客年制定のものなれど  
も、参考までに茲に記すこと、はなしぬ。各社特殊の儀式  
あるもの、外、普通おれに因るを然りとす

前前 驅驅 紅紅 白白 籬籬 樂樂 人人 眞眞 榊榊 辛辛 櫃櫃

神饌係

弊帛

(氏子惣代)

氏子惣代  
氏子惣代

紅白  
籬籬

樂樂 人人

地方官

祭主

副祭主

祭祭 官官

祭祭 官官

各部落町村及惣代

この外いはま欲しきも許々太あれど、其は他日閑を得て補  
足する所あるべし。初學の士先づこれに因つて研鑽せば、斯  
道修習の便もまた少なしとせんや。終りに一言す、夫れ百聞  
は一見より如ず、繪画は能く實物より及ばず、祭式訓練上極めて  
有効に極めて必要なるは模範人物の撰擇これなり。其これ  
を撰擇して能ふ限り、良師に求めんおこは余が婆心ながら  
希ふや切なる所なりとす。



## 祭式要義終

### 祭式要義自跋

この書、稿成りしそのかみ、皇典講究所の校閲を経ばやど、そを暫らく同所へ差出し置けり、かくてかくして如何にかも、飛彈たくみ打つ墨繩の速やけく、山崎に隣ふまがりの貝の形ならねど、曲れるふしもやあらば、ひと日も早く撓めて正して得んものと、そを師翁井上博士がりに、文まゐらせて、特更に乞ひ白ししよ、師の翁よりは、嬉しくも左の玉章を給はりしさへあるに、また由やありけん、荏苒天傳ふ日の久しきを経つゝ、渡りて、わか思ひの空しく、遂も果されざりしは遺憾といふべしや、さはれこと茲に至りては、已れもかねて定めし旨のありけるまゝ、幸に上京のついでもて出所し、稿本を請ひもせして、禮典課員某氏が、惜まれし禮辭に強う送られつゝも、歸りて深く筆底に藏めしみの書よこゝに幾年、いま其をとり出してまた少しく補ひて、かうよう摺卷をはきしぬ、然れども自ら求めてよはあらず、他にしひのかうなかはり、しひすゝめし人々のありしからに斯くあむ。



井上翁書

拜啓益御健康奉恭賀候久々所勞引籠先日出  
勤に付高山氏を訪篤と依頼仕候間此段奉申  
上候萬事後便縷伸可仕候也

三月十九日

頼 国

宮川賢臺

硯北



祭式要義正誤

頁 及 行

誤

,

目次七頁ノ一行目

十一頁ノ三行目

十二頁ノ五行目

十八頁ノ九行目

二十二頁一行目

二十三頁ノ四行目

二十三頁ノ七行目

二十四頁ノ三行目

三十一頁ノ中段十二行目

三十三頁ノ十一行目

四十一頁ノ六行目及七行目

四十三頁ノ一行目

五十三頁ノ三行目

五十七頁ノ四行目

六十頁ノ二行目

六十四頁ノ七行目

六十六頁ノ九行目

七十二頁ノ二行目

七十二頁ノ十二行目

七十三頁ノ三行目割註

七十四頁ノ八行目

七十四頁ノ十一行目

七十五頁ノ三行目

七十九頁ノ八行目

八十二頁ノ一行目

八十二頁ノ二行目

八十一頁ノ五行目

操出方

但四十度ばかり

坐席の都下へ

是解筈儀也

天下一般修の下へ

罪惡を祓ふべき

祈麻の約あり

あるものあり

二十(水)塩

幣は

祭主

論おれどは

距離の上に

總代をの上に

もの記二三をせり

準ずるの下に

揖しての上に

古代にて

有文四位

するものなり

爽ひ

して挿み

幅披き

一意敬を

祭主副祭主

阿村及總代

便もまた下ニ

繰出方

但廿五六度ばかり

合の一字を加ふ

是解筈儀也

行の一字を加ふ

罪穢を祓ふべき

祈席の約あり

あるものあり

十二(水)塩

幣は

祭主

論おれどは

遠の一字を加ふ

御の一字を加ふ

もの二三を記せり

その一字を加ふ

一の一字を加ふ

古式にて

有紋四位

するものあり

爽ひ

して来み

幅披き

一意敬を

祭主副祭主

阿村長及總代

繰の一字を加ふ

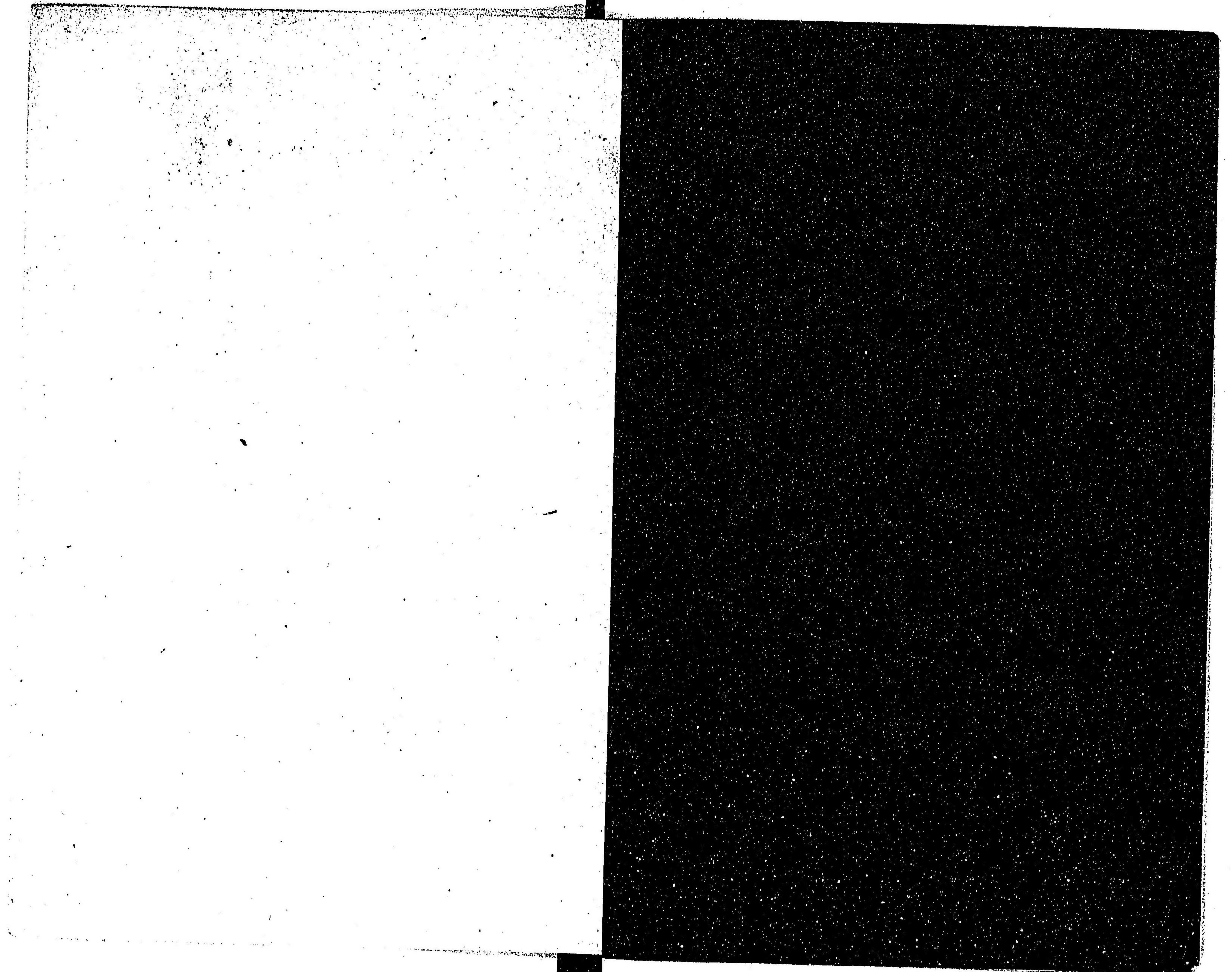
正



33

526







33
526



